第八十回国会 参議院大蔵委員会会議録第四号

昭和五十二年三月二十二日（火曜日）
午後二時六分開会

委員の異動

三月十五日
辞任　渡辺　武君　補欠選任　橋本　敦君
三月十六日
辞任　橋本　敦君　補欠選任　渡辺　武君
三月二十二日
辞任　岩動　道行君　補欠選任　林田悠紀夫君
田渕　哲也君　栗林　卓司君

出席者は左のとおり。

委員長　安田　隆明君
理事　上條　勝久君
戸塚　進也君
野々山一三君
栗林　卓司君
委員　青木　一男君
糸山英太郎君
河本嘉久蔵君
嶋崎　均君
中西　一郎君
林田悠紀夫君
竹田　四郎君
福間　知之君
村田　秀三君
和田　静夫君
鈴木　一弘君
渡辺　武君
国務大臣　大蔵大臣　坊　秀男君
政府委員　経済企画庁長官官房参事官　柳井　昭司君
大蔵政務次官　斎藤　十朗君
大蔵省主計局次長　加藤　隆司君
大蔵省主税局長　大倉　眞隆君
大蔵省関税局長　旦　弘昌君
資源エネルギー庁石油部長　古田　徳昌君
事務局側　常任委員会専門員　杉本　金馬君
説明員　外務省経済局国際経済第一課長　賀来　弓月君
外務省経済局国際機関第一課長　松田　慶文君
農林省農林経済局国際部長　志村　純君
通商産業省機械情報産業局次長　水野上晃章君
通商産業省生活産業局通商課長　保延　進君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○登録免許税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（安田隆明君）　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、田渕哲也君、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として栗林卓司君、林田悠紀夫君が選任されました。

○委員長（安田隆明君）　理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（安田隆明君）　御異議ないと認めます。

それでは、理事に栗林卓司君を指名いたします。

○委員長（安田隆明君）　まず、去る十日の本委員会における坊大蔵大臣の所信に対する糸山君の質疑に対し、大蔵省当局から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤次長。

○政府委員（加藤隆司君）　去る三月十日の本委員会における糸山委員に対する答弁に関しまして、対外経済協力基金の五十年度投融資実績は千三百九十九億円でありまして、未消化分は七百六十六億円でありますので、この旨訂正していただきます。

○糸山英太郎君　一言それじゃ申し上げます。

ただいまの大蔵省側の訂正答弁は一応了解しますが、この機会に一言はっきりと申し上げたいことがあります。前回、指摘しましたように、少ない予算の中で、未消化分がこれだけあるということは、エコノミスト誌の報道でもわかるように、世界的な大きな大変な問題になっている。わが国の国際信用に直接響く重要問題であります。だからこそ福田総理も坊大蔵大臣も所信表明その他の場でもって強調されているわけです。いま行われています日米首脳会談や近く開かれる先進国首脳会談でも、これは恐らく大変な重要テーマとして論議されるわけであります。ですから私は、けさの日米会談でカーター大統領は福田総理に対し、経済大国世界ナンバーツーの日本は、アジアにおいて経済力に見合う政治上の役割りを果たしてほしい。これは大変な厳しい、本当に日本にとってはショッキングな注文がつけられているわけです。これは恐らくいろいろと考えられますが、私の考えでは、途上国への経済協力の一層の強化を直接強く求めた意味じゃないかと私は考えられます。大蔵大臣の本当は考えをいただきたい、答弁いただきたいのですが、委員長の方から一言だけと言われておりますから、この次の機会にこれは譲りますが、このようなだらしのない現状では、今後ますます日本の国は世界の国から圧力も受けてくるし、大変なことになる。ですからこの大蔵委員会を使って、大蔵当局が、総理や、あるいは大臣の意に反するばかりでなく、わが国の足を引っ張るということの、二度とそういうことのないようにしていただきたい。恐らくこれは言い過ぎじゃないと思う。大蔵省がだらしがないから、こういうようなニュースが出てくる。たとえばカラーテレビの問題に関したって、社会党さんからも言われた、予算委員会で。保護貿易だ、対抗措置をとるということで現実にはね返ってきているじゃないですか。これは大変な問題になりますよ。わが国の立場は国際的にますます深刻な立場に追い込まれてしまうということです。どうか対外経済協力の総予算が、GNPに比べて何％という、単純なぼくはパーセンテージのことを言っている

のじゃないのです。その予算をいかに有効に完璧に使うかということを、私はこの場で論じたわけなんです。どうかせっかくの予算なんです。わが国の国益にプラスになるように、未消化分がすべて悪いとは私は言いません、この場をかりて。未消化が多いから悪いとか、そういうことを言うんじゃなくて、どうか有効に完璧に使っていただきたいということを、私はこの場をかりてもう一度申し上げまして、そして今後ともますます厳しく私は見守っていくことを強調して、発言を終わります。

○委員長（安田隆明君）　印紙税法の一部を改正する法律案、登録免許税法の一部を改正する法律案及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。坊大蔵大臣。

○国務大臣（坊秀男君）　ただいま議題となりました印紙税法の一部を改正する法律案及び登録免許税法の一部を改正する法律案並びに関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における財政・経済事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、印紙税について、定額税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、定額税率の引き上げであります。

すなわち、現行の定額税率五十円を百円に引き上げるとともに、これに準じて、定款、合併契約書の定額税率を現行の一万円から二万円に引き上げる等の改正を行うこととといたしております。

第二は、階級定額税率の調整であります。

すなわち、現行の階級定額税率の最高価格帯に新たな金額区分を設けて税率を引き上げることとするほか、不動産の譲渡契約書等の階級定額税率の一部の引き上げを行うこととといたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を図ることとといたしております。

なお、これらの改正は、本年五月一日以後に作成される文書について適用することとといたしております。

次に、登録免許税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における財政・経済事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、登録免許税について、定額税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、定額税率の引き上げであります。

すなわち、現行の登録免許税の定額税率は、昭和四十二年に設定されたものでありますが、その後の所得水準等の上昇に照らして、これを原則として三倍に引き上げることとし、更正の登記、登記の抹消等に係る定額税率につきましては、二倍に引き上げることとといたしております。

なお、このような定額税率の引き上げに伴い、これとの均衡を図るため、定率課税を行う場合の最低税額につきましても、現行の五百円を千円に引き上げることとといたしております。

第二は、所有権の移転に関する仮登記等の定率税率の引き上げであります。

すなわち、その負担の実情等に顧み、所有権の移転に関する仮登記の税率を現行の千分の一から不動産については千分の六、船舶については千分の四に、それぞれ引き上げるとともに、各種の財団抵当権及び企業担保権の設定登記等の税率を現行の千分の一・五から千分の二・五に引き上げることとといたしております。

以上のほか、農用地開発公団法の規定による換地等の事業の施行のため必要とされる土地又は建物に関する登記等を非課税登記等の範囲に加えることとする等、所要の規定の整備を図ることとといたしております。

なお、これらの改正は、原則として、本年五月一日以後に受ける登記等について適用することとといたしております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済状勢の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、石油関税の改正について申し上げます。

まず、原油関税の改正について、石油供給安定化対策の緊急性及び当面の財政事情にかんがみ、二年間の暫定措置として、その税率を現行一キロリットル当たり六百四十円から七百五十円に引き上げることとし、重油関税の一次税率についても、これに見合う引き上げを行うこととといたしております。

また、製油用低硫黄原油減税制度につきましては、最近の低硫黄原油の価格動向及び亜硫酸ガスによる大気汚染の改善状況等にかんがみ、廃止することとといたしております。

なお、これらのほか、昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する石油製品の暫定税率及び石油関連減免・還付制度について、その適用期限を二年間延長する等所要の改正を行うこととといたしております。

第二に、特恵関税制度の改正について申し上げます。

最近における開発途上国からの要望等にかんがみ、鉱工業産品等に対する特恵関税の適用限度額の算定の基礎となる基準年次を原則として、現行の昭和四十三年から昭和五十年に変更する等所要の改正を行うこととといたしております。

第三に、その他の関税率等の改正について申し上げます。

まず、新国際ラウンドにおける合意に基づき、熱帯産品について観賞用熱帯魚等四十二品目の関税率を引き下げることとといたしております。

また、関税負担の適正化を図るため、ハムケーシング等五品目について関税率を引き下げる等所要の改正を行うこととといたしております。

さらに、最近の市況の低迷等にかんがみ、銅及び亜鉛の関税無税点を引き上げることとといたしております。

このほか、昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する七百九十四品目の暫定税率の適用期限を一年間延長するとともに、同じく適用期限の到来する各種の免税制度について、その適用期限を三年間延長する等所要の改正を行うこととといたしております。

以上、三法律案の提案の理由及びその内容の大要を申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（安田隆明君）　これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○福間知之君　ただいま御提案のありました印紙税法、登録免許税法ないし関税暫定措置法のそれぞれ一部を改正する法律案の質疑をしたいと思いますが、その前に、きょうは通産省当局に御出席をいただいておりますので、最近のテレビの対米輸出をめぐる問題につきまして当局の見解をただしたいと思います。

申すまでもなく、わが国の対米輸出は、全輸出量の三分の一を占めるとまで言われている重要な問題でございます。なかんずく、そのテレビあるいは携帯ラジオ、テープレコーダー等、かねがねわが国とアメリカとの貿易量の問題をめぐって摩擦が続いてきたわけであります。去る十四日でございましたか、アメリカの国際貿易委員会が、大統領に提出をしたところの日本の輸出に対する規制措置はきわめて厳しいものがあります。通産省

の方では、このＩＴＣの規制措置に対して、どのように考えておられるのか、あるいはまた、今日まで国内の関係メーカーに対してどのような行政的な措置といいますか、対応をなされてきたのか。私、先日、福田総理も大変お忙しい中でございましたので、官房長官を通じまして、訪米に際して、この問題についての要請をしたところでありますけれども、この機会にわが国の通産省としての考え方をお聞きをしたいと思います。

○説明員（水野上晃章君）　去る三月十四日に国際貿易委員会で決定いたしました措置の内容といたしましては、先生御存じのように、カラーテレビ、白黒テレビ、半製品を通じまして、従来の五％の関税に二〇％の関税をオンいたしまして、当初二年間は二五％、さらにその次の二年間が二〇％、最後の第五年度目が一五％というきわめて厳しい措置の決定が行われております。ただこれは国際貿易委員会といたしましての決定でございまして、アメリカ時間の三月二十二日――日本時間でまいりますと、今夜遅くから明日にかけてでございますが――までに大統領に国際貿易委員会といたしまして勧告を出すことになっております。それから勧告を受け取りますと、大統領といたしましては六十日以内に政府として措置を決定することになっております。私どもといたしましては、この勧告を行いました背景にあります事情といいますか、データ等の詳細なものを入手いたしますとともに、アメリカ政府の考え方等も十分これから協議してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○福間知之君　最近のわが国からアメリカへのテレビの輸出が、たとえば昨年一九七六年では二千六百八十二万台という実績になっているようであります。これはアメリカにおけるテレビ需要の三五％を占めている、三分の一強を占めるに至っている、こういうことであります。特にこの点、国内における関係業界に当たってみましても、しかし、それは非常に特殊なアメリカの建国二百年祭だとか、その他の事情によって昨年度はかなり伸びたということはあるけれども、決して輸入制限を正当化する理由というものは、わが方としてはそう見当たらない、いわゆるエスケープクローズに該当する制限措置を受けなきゃならぬという事情にはないんだということが言われているわけでありますが、通産省はどういうふうにお考えになりますか。

○説明員（水野上晃章君）　先生ただいまおっしゃいましたように、五十一年の日本からアメリカへの輸出は二百六十八万台でございまして、前年五十年の百四万台に比べますと、二・五倍にふえたわけでございます。その事情といたしましては、大統領選挙がございましたり、オリンピックがございましたり、アメリカ二百年祭がございましたというふうなこともございまして、テレビの需要が大幅に伸びましたこと、在庫補てんのための増加がございましたこと等、いろいろあったわけでございますが、こういう急速に伸びますということは、一カ所に集中豪雨的な輸出が行われますということは、自由貿易の原則ではございますけれども、望ましいとも思われませんので、業界に対しましては、つとに伸び率をモデレートなものにいたしますように指導してまいったわけでございます。ただ、今回のこの伸びによりましてアメリカの産業に被害があったかどうかという問題につきましては、日本の業界あるいは私どもとアメリカの業界の間では目下のところ見解が違っておりますので、その点につきましては今後の折衝を通じまして明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○福間知之君　先ほど、私、数字を一けた間違えましたが、訂正をしておきます。二百六十八万二千台程度と、こういうことであります。

ところで、アメリカ側が日本からの輸入量の急増によって、いわゆるテレビ産業にかなりの被害が出ているということを言っているわけですけれども、果たしてそうなんでしょうか。どういう被害が出ているとすればわが方ではつかんでいるのですか。

○説明員（水野上晃章君）　私どもといたしましては、主要なアメリカのテレビメーカーは増収、増益になっているわけでございまして、被害がないというふうな言い方をしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、国際貿易委員会が被害ありという判定をいたしました資料を入手いたしまして、詳細に検討した上でいろいろアメリカ政府ともお話をしてまいりたいというふうに考えております。

○福間知之君　私も、日本側からの輸入量がアメリカからとやかく言われるほど理不尽な一方的なものであってならないことはもちろんですが、すでにこの種問題は、きょう、きのう発生した摩擦現象ではありません。かねがね、したがって、国内各関係メーカーも、いわゆる秩序のある輸出ということを目指しての努力は続けられてきたと信じております。したがって、いまおっしゃるように大統領がその勧告を受けてどのように対処するから見守らなければなりませんが、今後、一日も早くそのような誤解だとか、あるいはそれぞれの立場に余りにもこだわった姿でぎくしゃくが続くことは何としても避けなければならないし、そういう点で通産省としても国内における関係企業との意思の疎通というものを図っていただきたいと思うわけなんです。

私は、かつてこの種問題に携わっておった経験を数年間持っておるわけですけれども、いま一部の企業ではアメリカ国内に現地法人として生産工場を持ち、あるいは販売会社を持ち、現地の労働力を雇用する、あるいはまた関連企業におけるパーツ生産なども行って、日本から持ち込むのじゃなくて、まさしく現地の法人としてりっぱに一定の目的を果たしつつあるという姿があるわけでありますけれども、さらにまた、国内から輸出する商品につきましても、日本のいわば権威にかけましても、りっぱな品質の商品をアメリカの需要者のニーズに沿うような姿でふさわしい価格もつけて、そして輸出に成功しているという事例が非常に多いわけであります。その限りにおいては特段に自由な貿易、秩序ある貿易をたてまえとする限りは、何ら責められる筋のものはないわけでありますけれども、だが、特に日本の昨今は、御承知のとおり不況が長く続いている関係上、この電機産業も非常にすそ野の広い産業でありますだけに、多くの中小零細企業による分業体制がとられている関係上、あちらからのいわば業者、バイヤーといいますか、そういうものによって必要以上に価格をたたかれたり、さらには商品に対する責任度合いを示すとも言ってもいいブランドについても、日本の国内では全く見受けることのできない特殊なブランドがつけられて輸出される。いわゆるプライベートブランドと言われるものですけれども、そういう部類のものがメーカーズブランドの品物とまじって、とにもかくにも洪水のように日本から流れ込んできちゃっているんだという印象を与える。非常にこの点はまずいと思うんですけれども、私は当局がこれから国内メーカーに対する一つの行政上での指導性として、そういう点についてのまさに秩序とモラルのある輸出という態度をとるように、これはかなり厳しくひとつ指導をしていかなければ、十把一からげで良貨が悪貨に駆逐されるというふうな危険すらなしとしないと思うんで、この点を私は要望したいのですが、いままでにそういう点についてお気づきになったり対策を講じられた実績をお持ちですか。

○説明員（水野上晃章君）　先生初めにおっしゃいましたように、現在、日本のメーカーからアメリカに出てまいりまして、テレビのアセンブルあるいは生産をやっております企業が三社あるわけでございます。これらに出します半製品につきましても同じような関税引き上げが勧告をされるおそれが出てまいっておるわけでございまして、この点につきましてはまた現地の雇用促進にもなっておるわけでございますので、十分アメリカ政府とも話し合いたいと思っておるところでございます。

また、後段でおっしゃいました秩序ある輸出に関しましても、昨年来何度か業界の首脳の方々と

協議を重ねてまいります過程で十分意思の疎通を図ってまいっておる次第でございます。今後とも秩序ある健全な輸出の促進に努めてまいりたいと思っております。

○福間知之君　時間の関係でもう一つ申し上げて終わりたいんですけれども、いわば今回のＩＴＣの勧告は、主として関税の引き上げと、こういう措置だと承知しているんですけれども、そのほかに数量の規制というようなものがやはり出てくるのじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

○説明員（水野上晃章君）　このたび関税二〇％引き上げということを決定いたしました背後といたしまして、外国からのアメリカの輸入数量を四十八年から五十年までの三年間の平均といいますか、百八十七万台に抑えたい。そのためには関税の二〇％引き上げがそれに相当するという説明がついておりまして、量と関税引き上げという問題はかなり密接に議論された問題だと思います。今後ともアメリカ大統領の決定がどういう形でまいりますか、今後十分なフォローをいたしたいと思いますが、数量の問題には全く関係がないということではなかろうと思います。

○福間知之君　いずれにしても、福田総理自身は直接これは大統領と話し合う考えはないとこう言っていますんで、官房長官ほか事務的なレベルで当然これはしかし話し合われて帰ってこられますので、官房長官から報告を受ける約束をいただいていますんで、改めて今後の機会にこの問題については譲りたいと思いますけれども、いずれにしても、かってヨーロッパにおきましても、例のベアリングに対する関税問題、あるいはわが国の造船についての厳しい規制というようなものが出てまいっておりますので、これからのいわゆる交易問題というのは、まさに一企業一業界だけでは対処しきれないきわめて根深い国際関係の上に立っていると思いますので、通産当局としてもせっかくのひとつ御努力を、外務省その他と協力をされた上でやっていただかなければならないかと思いますので、要望をしておきたいと思います。

じゃ、ただいまの提案の問題でございますけれども、一つは、印紙税、それから登録免許税の改正なんですが、まず、この両方あわせまして大臣に冒頭お聞きしたいんですけども、流通税としての一つであるあるいは文書税などとも言われているようですけども、この印紙税はこれは明治の初期からのことだと承知をしておるわけですが、一体これはどういう性格の税、現代的に言うならば、に理解したらいいのか。登録免許税の方も同様なんですが、特にいま税収が非常に伸び悩まざるを得ないという厳しい環境でございますんで、印紙税につきましては、これは何年ぶりですか、三年ぶりなんですか、免許税は約かれこれ十年ぶりだと聞くんですが、引き上げたいという御方針を出されたんですけれども、それぞれの金額からしても決して少ないとは申しませんし、問題があるので私御質問幾つかしたいんですがね。しかし、いまの税収全体の置かれた環境から見るならば、これは一つの増税の手だてではあるけれども、むしろこの背後にある今後の増収を考える考え方の中にいろいろとお聞きしたいことがあるような気がするわけですが、税調でもいろいろ答申がなされてきましたように、また議論が行われたということが報告されておりますように、いわば間接税の引き上げなどかなり積極的に取り組まなければならぬという御意向があるように存ずるんですが、大臣はいかがお考えですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　幾つかの点に分けてお答えいたしたいと思いますが、最初に、この両税の性格は、通常、福間委員がおっしゃいますように、流通税という分類をされることが多いと思います。そして今回五十二年度改正でこの両税につきまして負担の増加をお願いいたしたいと政府が考えるに至りました背景でございますが、ちょうど本日、御審議の参考までに税制調査会の部会長報告をお手元にお配りいたしましたが、実は昨年の二月に予算委員会に中期財政収支試算を出し、そのときにやはり今後何らかの時期にある程度の負担の増加をお願いせざるを得ない。増税というむずかしい道を避けて通れないのではないかという予測に立ちまして、昨年の六月以来、政府の税制調査会に、今後ある時期に増税をお願いせざるを得ないとすれば、どのような税目で考えるのが最もよろしいかと、ひとつ、現在の税目すべてを根元から洗い直していただきたい、なおかつ現在の税目では限度があるということならば、必要に応じては新しい税目も検討してみていただきたいというお願いをいたしました。

六月以降精力的に御審議を続けていただきましたが、五十二年度改正の具体的な御検討のために、昨年の十二月中旬で一度中断いたしております。中断するまでの経緯をただいまお手元にございます部会長報告という形で資料としてお出ししたわけでございますが、その中で、現在ございます各種の税目全部の検討をしていただいた中で、間接税等につきましては、現行税制の仕組みの中にある問題として、定額税率あるいは従量税率というものが所得、物価の動きに対しておくれるという面があるので、適当な時期をとらえて、これを調整するという考え方が必要である。これは従来から言われていたことでございますが、その従来からの基本的な流れを受けまして、印紙税、登録免許税のそれぞれにつきまして、ある時期をとらえて定額税率の見直しを行ったらどうかということが、中期税制の審議として言われておったわけでございます、この報告の中にございます。

そこで、五十二年度改正を具体的に考えますときに、私どもとしましてはやはりこれだけ大量の特例債を抱えておりますので、たとえわずかな金額でも負担の増加をお願いしていいと思われるものはぜひ取り上げたい。ただ、これは五十二年度答申の方に書かれておりますけれども、遺憾ながら五十二年度という年は、財政体質を大幅に改善するような大きな増税を考えるべき時期ではない。経済全体の運営から言うと、むしろそれを不適当とするとしてある。したがって、中期税制での審議の流れの中で、あえて取り上げてしかるべしという部分があるならば、それで極力増収を図ったらどうか。それを五十二年度答申としましては、当面の経済運営に矛盾しない範囲内で、たしか、そういう表現が使われておったと思いますが、増収項目を拾ったらどうかという御指摘がありました。それと、従来からの租税特別措置の整理、合理化は引き続き推進するということを中心にして、五十二年度としての増収を考えるべきであろうという指摘がされました。中期税制の流れと五十二年度の経済運営全体の中での位置づけ、双方合わせまして、おっしゃいましたように大きな数字はございませんけれども、わずかでもあれ、特例債をできるだけ圧縮したいという立場から、この二つの税目を取り上げさしていただいた、そういう背景でございます。

○福間知之君　これは、いま配られました「第一部会及び第二部会における審議経過の報告」中身見ている間がないですけれども、膨大なものですが、この二十五ページに、下段の方に「間接税に関する基本的な問題について」のメモがあります。この中で、諸外国に比べて、あるいはまた個人消費に対する割合などから見て、わが国の間接税の負担水準はやっぱり低いと、こういう認識が前提にありますね。私、これは一概にこの際否定をするということで申し上げるわけではないのです。先般、私本会議でも大臣に御質問をしたのですけれども、いわゆる中期、この税収見通しの中でも、法人税あるいは所得税等の弾性値に比べれば、間接税の弾性値は一番低い、こういう試算があるわけですね。具体的な数字ここに私持ち合わせておりませんけれども、いわば先ほど大倉局長がおっしゃったように、これからの財政の中で国債の発行を減らしていくというために、もちろん一般論としては歳出を見直すと、合理化する、行政企業を圧縮するなどなどあるにしても、当然増経費だって一方においてあるわけですし、多少とも物価上昇があれば財政コストは上がっていくわけですから、歳入、歳出全体が絶対額において減

るというようなことも考えられないとするならば、どうしてもこの税収増を考えていかなければならぬとなるわけです。

その場合に、法人税あるいはまた所得税、もちろんこの適切な見直しをするにしましても、ここに触れられているように、わが国における間接税は全体として低い水準なんで、まだ負担の能力はそこに求めることはできると、こういう認識に立っておられるわけですよ。だとすれば、私は今回のこの印紙税なり、免許税なりはむしろその一部であって、もっと大がかりな一般消費税的なものがなければ、その平均でいまからこの四年間二一%近くの税収を上げていこうとか、中期経済計画でもとにかく五十五年度には三%の対国民所得比で増税をするとかいうふうな結論、見通しというものは出てこないと思うのです。

これは大蔵大臣、やはり本会議で私は申し上げたのですけれども、これは答弁はネグレクトされておりますので大変不満なんです。ある程度のこの点についての、大蔵当局としては、それは中期経済計画に基づいて立てた収支見通しですでは、これは少し責任がないと思いますので、大臣自身がやはり大変な時期にこの重責を担っておられるわけでありますから、ましてや伯仲国会でこの間のように政府提案、修正して所得減税を実現するということになったと、そういう時期ですから、率直にその大臣としての感懐はやっぱり述べてもらわなければ、これは今後の審議に非常に私は支障を来すというふうに考えているわけです。われわれとしてもいずれこれ、五十二年度の赤字公債の特例法案の審議も行わなければならない委員会です。また租税特別措置の問題も審議しなければなりません。印紙税、登録免許税はそれらとは別だというものでは断じてないわけでありまして、すべてこれはやっぱり強い深い関係を持っておるので、この点を私は大臣から一応審議の冒頭に当たって所信を伺いたいと思います。

○国務大臣（坊秀男君）　ちょっと局長から。

○政府委員（大倉眞隆君）　大臣から総括的にお答えいたします前提といたしまして、私からちょっとこの審議報告について補足的に申し上げたいと思うのでございますが、お手元の一ページを恐縮でございますが、ごらんいただきますと、上から六行目に、「具体的な結論については、一般的には、今後のより掘り下げた検討にまたなければならないし、また、当然のことながら、第二部会における審議と合わせて総合的な検討を行うことが必要である。」ということが言われておりまして、いわばその第一部会と第二部会がいまばらばらに御審議を願っているわけでございます。第一部会が所得課税をやっていただいておりまして、第二部会が資産税、消費課税、流通税というものをやっていただいております。それぞれの立場で問題をかなり深く、一遍全部拾い上げるということをやっていただいております。

これから先に、やはり第一、第二部会を両方どういう仕組みになりますか、これからでございますが、両方の考え方を合わせて、やはり全体の選択の問題として、あるいは組み合わせの問題としてこの税とこの税をどう組み合わせるかとか、あるいはどちらによりウエートを置くかとかという御審議は、いわばこれからという段階であることを一つだけ申し上げたい。

もう一つ、先ほどページを示して御指摘ございました、たとえば二十五ページでございますが、この「メモ」と申します部分は、事務当局ができるだけ、何と申しましょうか、客観的にというのは大げさでございますが、できるだけ客観的に各税について挙げられるいろいろな意見を、是とする意見、否とする意見、できるだけ同じウエートで並べて、つまり、今後間接税をもう少し負担してもらっていいという意見があれば、同時に、間接税はやはり逆進的であるとか、物価への影響があるとかという意見も並列して御審議の参考にまずメモをお出しした。そのメモに即して御討議をいただいて、審議の状況がその後ろの「審議の概要」という方に入っている、そういう性格のものであるという点もひとつ、これをお読みいただくに際しまして、前提として念頭に置いておいていただきたい。

なお、御質問の中にございました間接税負担が数字的にどうかという点につきましては、百三十七ページから百四十ページまでに私ども入手し得る限りの資料をお出ししたものが印刷に付されておりますのでごらんいただければ幸いでございます。

ちょっと私がポイントだけ申し上げて今後の全体的な姿は大臣の方から……。

○福間知之君　じゃ大臣ひとつ。

○政府委員（大倉眞隆君）　もう一点だけ。

今回、印紙税と登録免許税を五十二年度改正で特に取り上げましたのは、中期税制の御審議の中で、いまの仕組みの中での間接税のおくれというものをどう考えるかという御審議を踏まえて御提案したわけでございまして、今後の財政収支試算で予測されているような大きな方向の中で、間接税の増税をトッププライオリティーに持ってきて、その中でまずこの二つを取り上げたということではございません。

○福間知之君　大臣、ちょっと待っていただきたいんだけれども、いまの関連しまして私申し上げたことの中で、ひとつこれは専門のあなたですから、それは税調の方は段階を追って慎重に国民的なコンセンサスも得なければならぬということで、いろいろ御審議を重ねられて当然のことなんですけれども、大蔵当局としては、いずれにしても、まあこの間接税というものをやはり根本的に一遍見直す必要があるというふうにお考えは持っているんじゃないですか。それはこの印紙税、免許税が突破口なんだ、そういうことではないとおっしゃる意味は、これは私どももそんなもの突破口としていま出されたらたまりませんから、そうは受け取っておりませんがね、もうかねがね私も何度となくこの点は指摘してきていますように。というのは、やはりそういうことを唐突にそれこそやると、私はこの種の問題は社会的に大きな混乱を招来すると危惧するからです。言うところの付加価値税などはまさにその典型でございまして、これはもう釈迦に説法ですから申し上げませんが、やはりそれこそ国会の当該委員会などは、やはり世間の反応もあれこれ受けながら、実はかなりの期間これは審議をしてこそ初めてそういう制度の転換というものは円滑にいくんでありまして、まあ野党側が余りやかましく言うから、それは口をつむって言わないということでないように私はお願いしたいという、そういう気持ちで申し上げているんですが、あなた自身は実際どう考えているんです、見通しを、実際やっていられて。

○政府委員（大倉眞隆君）　私は、税制調査会に対しまして自治省の税務局と同じように、いわば事務局として補佐する立場にございますので、いまの段階で私の個人的な考え方を具体的に申し上げるということは、やはりこれは差し控えるべきだろうと考えておりますが、ただ、ただいま御質問の御趣旨に即しまして、やはり考える方向としましては、それは所得税の増税というものが観念的にはあり得ても、この中にもそう増税しかるべしという御意見ございますけれども、観念的にあり得ても、なかなか法律上その所得税を増税するというようなことは、まあ私が申し上げるのは変ですけれども、政治的にも社会的にも言うべくしてなかなかできないんだということにもしなるとしますれば、もしそういうことであるとしますれば、それはやはり法人税か、あるいは残りの間接諸税かということにならざるを得ない。その場合に、やはり法人税は今後とも負担増加をお願いする余地は私はないとは考えません。経済情勢を見ながらある時期にお願いをしていいと思いますけれども、しかしそれで予想される財政体質の改善の全部をカバーするほどのものができるかできないか。もしできないとすれば、やはり最後に残るものはもう一つのルートしかない。それをやはり選択の問題として所得税の増税がどうしてもだめだとおっしゃるならば、こととこしかないではないか、その場合にはどういう組み合わせになるかということを時間をかけて御審議を願うよりしよ

うがないだろう。その意味で、毎回の御審議の結果をあえてまとめて印刷をして委員会に資料としてお出しいたしております私の真意も、この中にある各種の審議の過程について、それこそ当委員会から御議論をいただきたい、その御議論を受けてまた税制調査会に御報告をし、審議を進めていただきたい、この印刷物がそのための役に立ってほしいなというのが私の真意でございます。

○福間知之君　大臣、じゃいまの点を敷衍しながら御所見を伺いたいと思いますが……。

○国務大臣（坊秀男君）　ただいま主税局長がお答え申し上げたことによりまして、大体のこの考え方というものは、このよしあしは別ですが、よしあしは別でございますけれども、大体の考え方を御了解いただいたかと思いますが、いずれにいたしましても御指摘のとおり、五十五年までには何とか財政の健全化をやってのけたいと、赤字公債から脱却したい。こういう方向で歩んでまいりますと、現代の租税制度ということでは御指摘のとおりなかなかむずかしいであろうと、そこでこの目的を完遂、達成していくためには、何らかの租税の増収ということを考えていかなければならない。しかしながら、現在減税は国民の皆さんに歓迎してもらえるところでございますけれども、租税の増収ということにつきましては、これはなかなか国民の皆さんはおいそれと承知していただけ得ない問題であることは私どももよくわかっております。ところが何とかして財政を健全化していかなければならないということになりますと、しからば御心配いただいております、この租税の増収を何で図っていくかということが、いかなる方法、いかなる手段でもって図っていくかということが、まあわれわれに課せられました一番の大きな問題でございますが、そのために現在の租税体系、それから新しく考えられる租税制度といったようなものを全部一遍俎上にのせまして、そうしてこれを検討していくというために、税制調査会で真剣にこれ検討していただいておる。その俎上にはいろんな材料が上がっておると、その材料をどういうふうにこれをあんばいして料理をつくっていくかというのがこれからの、私は、考えでございまして、そこでその材料の中から何を取るとか何を削るとか何をふやすとかいったようなことを、もちろんこれはやっていかなければならない問題でございますが、目下のところは、その材料の吟味をしていただいておるという状態でございまして、この前本会議で大変御不満のお答えを私は申し上げたのでございまして、いまおしかりを受けておるんでございますが、そういうような状態にいまあると、しかしながら、いかなる料理をつくるにいたしましても、これはやっぱり国民の皆さんに、もうそんなものおれはだめだという国民の皆さんの御批判ということは、すなわち国会の皆様の御批判ということにまたねばならない。ここの選択の問題、いかに選択していくかということが、これが大事なところでありまして、しかしいずれにしても、財政の健全化というものはやっていきたい、こういうようないまの私の心境でございます。

○福間知之君　大臣の趣旨はそれなりにわかります。財政のまた健全化、これは大いに私どもも賛成だし、むしろ私たちは義務があると思うんです。国会は、与野党通じて。したがって、その方法をめぐっての議論を積極的にむしろやることが大事だと、こういうふうに念じていますから、そういう点では大臣もひとつこれからの審議、大いにひとつ率直に見解を述べていただきたいと思うわけであります。

ところで大臣、これはいまのお話で思いついたんですが、いまのわが国の国民所得水準、まあそこからくるところの、考えられるところの国の歳入、一方におきましては国民に対する財政支出を通じたサービスがありますが、歳入、歳出全体の規模が、先進諸国との見合いにおいて、果たして、まあわかりやすい言葉で言えば、金のかかっている政府なのか、わが国は、どうなのかと。私はよく世間で耳にすることは、まあ政治不信というものが一般論として一般的にありますから、つい無意識に口にする人々が多いんですが、果たしてわが国の政府というのは、これは金のかかり過ぎている政府なのかどうなのか。まあこれからのいわば財政問題を考える場合でも、この点はマクロ的な意味で一つの目安になると思うんで、どのようにお考えですか。まあ余り細かい数字はあえて私ここで問いませんけれども。

○国務大臣（坊秀男君）　現在の日本の政府が安上がりになるか、高くついておるかということにつきましては、私は必ずしも高いという、これで下げていかにゃならぬということではないように思いますけれども、いまここに数字が、きわめて大ざっぱな数字ございますから……。

○政府委員（大倉眞隆君）　これは国民所得でなくてGNPでございますが、GNP対比で日本は五十二年度、ほかの国はできるだけ新しいもので、分母をGNP、分子を財政総支出で計算いたしますと、日本が二六・四、アメリカ三二・二、イギリス四四・二、西ドイツ四一・六、フランス三七・九、イタリア三九・〇という水準でございまして、やはり今後社会資本の充実、社会福祉水準の向上ということが一方での施策の柱になっておりますので、むだを排除するという努力は当然といたしましても、全体としての水準はもう少し高くなる方向ではないのか。しかし、一方でまたイギリスほど高くなるということには、御承知のように逆にいろいろ問題が出てくる。いまの日本の水準とイギリスの水準との間のどこか適当なところに向かってもう少し財政の水準というのは上がってもいいのではないかなというふうに私どもとしては考えている。五十年代前期経済計画もそういう方向を予測しておるように理解いたしております。

○福間知之君　まあこの点はこの一問で終わりますけれども、若干意見を申し述べて、御所見があれば承ることにしますが、やっぱり日本の社会は日本特有の、あるいは伝統的な社会ですから、それは工業化が進んだといってもなかなか、直すべくして簡単には直し得ないという側面があると思う。たとえばよく言われる企業社会だということがありますね。いまおっしゃられた数字見ましても、確かにアメリカに比べても、まあこれで、指数で六ポイント余り低いということです。ドイツに比べましてもこれは一五ポイントほど低いと、こういうことになっていますね。だからそういう点から言えばそう高くついている政府ではないと、こういうことかもしれませんがね。私は、日本の社会はむしろ当然のこととして、これらの諸国で行われているようないわば社会資本、生活関連に必要な設備の充実というようなものを国が手がけている、地方自治体が手がけている、公のものとしてやってきているのを、日本はその点は企業の方に肩がわりされた姿で今日まで至っているということが抽象的に言えると思うんですよ。具体的にもいろいろありますけれども、一般的に言えると思うんですよ。そういうものを見ますと、まあ二六・四というこの何といいますか、対GNP比率というのは低いようですけれども、形が変わっているだけではないのかと。だから当委員会でこれから問題になっていくであろうたとえば法人税制改正にしましても、やはりそういうことを一応念頭に置かないといけないと思う。

たとえば企業が運動場を持ったり社宅を持ったり、あるいはその他のたくさんの形の変わったフレンジベネフィットを給付するというふうなことでは、これは一方においての法人税の引き上げといいましても、また外国との比較で問題が出てくるわけであります。だからやはり私は、税制一つ改革を考えましても、いま申したようなことで法人税なら法人税をとってみれば、それに関連する幾つかの伝統的な、また社会的な日本特有のシステムをどう長期にわたって転換していくのかということが、やはり政治の場面で、政策の上でなければむずかしいと思うんですよ。いままで、たとえば租税特別措置にしても税調で何回か議論されてきましたけれども、なかなか低成長の時代で本当はもうかなり思い切った改革をやらなきゃならぬのがそれが踏み切れないという理由の一つは、

わが国の伝統社会に根差したそういう諸要因がやっぱりあると思うんですね。だから私は、先ほどお伺いした安い政府か高い政府かということは、これからの議論をしていく上で実は重要な認識の出発点になると思っていますのでお聞きをしたわけであります。でもこの点はこの程度にとどめておきたいと思います。

ところで、印紙税なんですけれども、大体五十円から百円、二倍にするというふうな案が出てますが、上の方では三千円を五千円ということで必ずしも倍になっておりませんけれども、その違いというのはどういう根拠に基づくものですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　今回の印紙税法の改正の柱は二つでございまして、一つは、定額税率を先ほど申し上げました中間税制の流れに即しまして引き上げをお願いしておる。それは五十円のものを百円、二倍でございまして、あと現在一万円あるいは一千円というふうに決まっておりますものもそれぞれ二倍にお願いをする。それからもう一つの柱は、階級定額税率というものが適用になっておりますグループの文書がございます。これは法律の別表の番号で申し上げますと一号文書、不動産売買等でございます。二号文書、請負契約でございます。三号文書、手形でございます。それから今回新たに入りますのは二十二号文書、売上代金領収証でございますが、これらにつきましては前回印紙税法の改正案を御審議願いました際にも、前回の案でございますと、たとえば不動産売買で、一号で申し上げますと、大きな取引には大きな印紙という考え方をとりながら、契約金額が一億円を超します大型取引は五万円で頭を打っていたわけでございます。そのときに衆参両院の委員会で、取引の大型化につれてもう少し上まで頭を押し上げたらどうかという御指摘がございました。その御指摘も受けまして、今回一号文書で申し上げますと、一番大きい印紙を十五万円まで上げる。そのために一億円超のところへ刻みを新しく二つ設けまして、一億円から五億円まではいままでの五万円でございますが、その上に五億円から十億円までは十万円の印紙、十億円を超えますと十五万円の印紙というふうに、いわば天井を上へ押し上げるという改正案を御提案しているわけでございます。

その二つが柱でございまして、階級定額税率と申しますのは、本質的には比例税率でございます。比例税率を実務の便宜、と言うより、もっと端的に言えば、納税者の便宜のために荒っぽく金額を刻みまして、その金額の間にはまるものはこの金額の印紙というふうに決めている。したがって、本質は比例税率的なものでございますので、間にはまっている場合には取引が大きくなれば張っていただく印紙も大きくなりますから、今回は直さなくてもいいと考えているわけでございますが、ただ、ごく一部分につきまして新しい目でながめて見ますと、どうも比例税率としての刻み方が若干上下ともバランスがとれていないという部分がごく一部でございますがございましたので、それを三千円を五千円というふうに部分的に手直しをさしていただきたいということでございまして、これはいわばかなり補足的な改正でございます。一番柱は定額の五十円を百円に、それから最高を、天井を押し上げるという二つの柱でございます。

○福間知之君　五十円を百円あるいは三千円を五千円にというのは、もう一つ数字の上で科学的根拠なるものは、これは見出せという方が無理かもしれませんが、なかなかそういうものは言い切れない面があると。大体五十円を百円だから三千円を五千円か六千円だというところだと思うんですけれども、それを低い方の五千円にした、こういうことなんですかね。

それから、階級定額の方ですね。これはいまおっしゃったように、本質的には比例税率だということ、あるいは多額の取引には大きな税額をということ、それはそのとおりでいいと思うんですけれども、それにしてもこれも何か十万円に対しては百円ですかな。そうすると、十億円では十五万円ですか、先ほどの話では。そうすると、百分比でいったらどうなるんですか、百分の十の百分の十五になるんですかな。十万円に対する百円と十億円に対する十五万円ではちょっと上の方は比率が低過ぎないですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　幾つかの御質問がございましたが、一つは五十円を百円という上げ方でございます。これは登録免許税では、前回改正から今回改正までの所得の動きなどを参酌いたしまして、三倍ということをお願いしておる。で、印紙税は、前回改正が実は四十九年度でございますので、その考え方の基礎になります四十八年度と五十一年度を比べますと、所得で言いますと、大体一・六倍ないし一・七倍で、登録免許税の考え方とは平仄が合います。したがって、登録免許税とのバランスだけを考えますれば、むしろ一・六倍とか七倍とかいう案もあり得ると思いましたけれども、やはりこれはある期間を置いて直さしていただくものでございますのと、七十五円とか八十円というふうな印紙にするよりは、やはりこれは実質負担増だという御批判があるにいたしましても、やはりこの機会には百円というわかりやすい、覚えやすい金額に直さしていただいた方がいいんじゃないかということで、この百円という案を御提示いたしております。

それから、中間段階の三千円を五千円というのは、ちょっと先ほどの説明が舌足らずでございましたが、一号文書でごらんいただきますと、結局百万円から五百万円までが千円であって、改正前は五百万円から一千万円までが三千円であって、その上の一千万円から五千万円までが一万円になっておりまして、上の刻み方とすぐ下の刻み方と平仄を合わせるには五千円の方がいいんではないかという補足的な――部分的手直しとさっき申し上げましたのはそういう意味でございますが、改正前がなぜ三千円になったかということは、実は頭が一億円で抑えられておったために、中途にちょっと逆のゆるみと申しますか、そういうことが出たということのように思います。それを今回頭を押し上げましたので、中間部分も上下にうまく並ぶように五千円にした方が全体の比例税率的な物の考え方がよりはっきりするのではないかというのが三千円、五千円の部分の修正の趣旨でございます。

それから万分比で考えますと、これは階級定額税率というものの一つの宿命でございまして、階級定額税率の適用になる一番下の段階が、ある特定のブラケットといいまして、一番下の段階が一番負担率が高くなりまして、一番上が低くなります。その次の段階に移りますときの一番下がまたちょっと高くなります。これは全部比例でいかないための一種の宿命的なものでございまして、できるだけそこに余り荒っぽい違いが出ないためには、刻みをもっとうんと細かくしないといけないわけでございますが、刻みを細かくしますと、またこれ納税者が御自分で表を一々ごらんになるというのがとてもやっかいな面もございまして、何となく頭で覚えられる程度の荒っぽい刻みという考え方もございまして、結局実務上の便宜と両方からまいりますと、どうしても特定のポイントをとらえての負担率というものにはある程度ジグザグが出るでしょうと、その点はひとつこの種の税の一種の限界として御勘弁願えないだろうか。全体の負担率が非常に高い場合には非常に問題になりましょうけれども、総体の負担率として低いものでございますから、その中でできるだけ比例に近いような負担をということで、その一つの階級の一番上と一番下ではおっしゃるとおりまさしく負担率が違ってしまうんでございますけれども、そこは全体が軽いのだから何とか御勘弁いただけないかという、これはお願いをするより仕方がないという性質の問題でございます。

○福間知之君　これ、低い方と高い方と、いままでの実績で印紙収入ではそれぞれどれぐらいの割合を占めていますか。金額と件数でわかりますか。

○政府委員（大倉眞隆君）　印紙税の税収が全体として非常に大きいのは手形と金銭の受取書でございますので、その二つで申し上げますと、手形につきましては百万円以下の課税分のウエートが約

五〇%、それから免税点以下が二二・六%でございます。したがいまして、百万円を超えます部分が二七%とちょっとになります。これは件数でございます。で、税額の方は、百万円を超えます部分の税額が当然のことながら大きくなるわけでございまして、百万円を超えます部分の税額ウエートが八三・七%でございます。百万円以下の税額のウエートが定額分と百万円以下で合わせまして一六・三%でございます。それが手形でございます。

それから受取書の方は、免税点以下が約九割でございます。残り一割が課税対象でございますが、その一割の中で百万円以下が九%、百万円を超えるものは一%しか枚数としてはないという推計をいたしております。税額では百万円以下が五三%、百万円を超えますものが四七%という推計をいたしております。

○福間知之君　そうすると、いまの階級定額税率の改正ということで、先ほど触れられた一万円以上は、一億から五億まで五万円、六億から十億まで十万円、十一億以上十五万円というふうな改正ですね、これ。これ以上上げるについては少し無理があると、税収の面でもかなり高いウエートを占めているんだからという御判断なんですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　ただいま私が申し上げました数字は、今回改正分というだけでなくて前回の姿から申し上げたわけでございまして、今回改正分につきまして一億の上をどこまで刻むかという点につきましては、衆議院の大蔵委員会でも、もう少し上まで天井つけてもいいんではないかという御意見が現にございました。その場合に、余り理屈にはならないのかもしれませんけれども、やはり一番大きい印紙が五万円から十五万円で三倍になっているというあたりで一度今度は切らしていただこうかというのが政府案でございます。今後ともますます取引が大型化すれば、次の機会にさらに天井を接ぐという方向で検討させていただきたいということを申し上げたわけでございます。やはり余り理屈はないのかもしれませんが、一番下は二倍で、一番高い方は三倍の方で一遍とめておくというのが政府案の考え方でございます。

○福間知之君　ちょっともとへ戻りますけれども、感じとしてやっぱり五十円――昔はこれ二十円ぐらいだったと思うんですけれども、五十円になって、五十円を今度百円というと、やっぱり件数ではこれは結構あるわけですよね。手形の場合は二二・六ですけれども、手形以外の文書の受け取りという場合に非常に多いと思うんですけれども、そういう点で、百円というのは、またこんなもの上げおったということになってしまって、実際は余り大きな収入にもならぬのですから、政府としても余り得なこれは仕事じゃないと思うんですけれども、できればこれは私は八十円にせいとは申しませんよ。七十円にせいとは申しませんけれども、こういう改正については、いやがられるものだということだけはやっぱり念頭に置かなきゃいかぬと思うんですよ。

それから、免税点はこれはもう引き上げる必要はないと、こういうふうにお考えですけれども、それはさほどの金額じゃないからということですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　免税点は、実は前回改正のときに当時の一万円を思い切って三万円に引き上げまして、私どもなりに実態調査をいたしてみまして、先ほど申し上げましたように受取書の約九割方はいまの三万円という免税点の水準のまま捉え置いて九割方はもう非課税だと、いま世の中でつくられている受取の中の一割だけが相手ということのようでございますので、強いてこれを引き上げる必要はないというふうに判断いたしましてそのままのものとして御提案いたしております。

○福間知之君　時間がありませんので、私、登録免許税、関税の方も少しやらなきゃなりませんから、はしょりますけれども、登録免許税も、これは先ほど印紙税でお聞きしたように、この性格を私は余り詳しく知らないんですが、御説明を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員（大倉眞隆君）　登録免許税も一番大ざっぱには流通税という分類をされることが多いように存じますけれども、印紙税に比べますと、もう少し直接税的な色彩は濃いかと思います。と申しますのは、大きく分けまして三つのグループがございます。一つは、権利の保全関係の登記の際の登録免許税でございますが、これは所有権の移転登記あるいは保全登記、抵当権の設定登記など、いずれも民事法上登記をいたしますことによりまして権利が保全され、あるいは対抗力を持つ、それによって反射的に利益を受けるという点に着目して軽い負担を求めるものである。人的資格の登録も、資格登録がなければその業務に従事できない、いわば制限的な業務であるということによって、資格登録によって得る反射的利益に着目する。営業免許につきましても同様という考え方で、ごく軽い率の負担をお願いするという性格の税であるように思います。したがって、基幹的な租税とはとうていなり得ない、非常に補充的な租税である、税収から申してもそういうものにとどまらざるを得ないと思いますが、以上申し上げましたように、民事上の権利であれ、人的資格であれ、制限的営業の免許であれ、それらの登記、登録に伴って得る反射的な利益に着目をして軽い負担をお願いするという性格の税である、そのように考えております。

○福間知之君　営業の免許といいますか、営業に関する免許と、営業によって得る利益、あるいは社会的一つの資格による利益というものに対する反射的な一つの税制である、しかも補完的なということ、それはそれでわかるんですけれども、今回の値上げというのは、原則として大体三倍というふうに承知をしていますけれども、一部は二倍というものもあるようですが、これは、いままでの物価の動向だとか国民所得の上昇とか、こういうものとの関係ではタイアップしているわけですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　これは先ほどの印紙税とは若干むしろ逆のようなことになっておりまして、前回改正と今回を比べまして、具体的には四十一年度と五十一年度を比べますと、国民所得で四・七倍、一人当たりで四・二倍、可処分所得で五倍、租税収入で四・五倍、所得税の課税最低限で三・六倍、それから賃金で申しますと、公務員給与で四・四倍、民間賃金で四・六倍というような所得の動きになっておりまして、その面からしますと実は四倍という引き上げをお願いしても理屈はつくというものでございますが、私どもがその間一度でも改正をお願いしておればよかったかもしれませんが、十年たっておって四倍というのはいかにも高過ぎるというような御批判もございまして、今回の改正案は三倍ということで御提案申し上げておるわけでございます。

○福間知之君　実質的な所得はそんなに伸びていないんで、二倍足らずだと私は承知しているんですけれども、名目上はいまおっしゃったように四・六、七倍ということですけれども、これは名目でとるのが正しいとお考えなんですか。まあそれはお答えはいいです、時間がないんで。

この中身について、税調のいま配られました資料のこの第二部会の報告の中で、定額税率の部分については、所得水準の最近の動向から見て引き上げをした方がいいという意見が多かったと言われているんですけれども、政府当局の提案と税調の内容とは多少食い違いがあるんですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　これは中期税制の方での審議報告でございます。それから、五十二年度改正で具体的に登録免許税を取り上げたいということで御審議をお願いしまして、それにつきましては五十二年度答申の方に再度答申をいただいております。ここでは、具体的な措置としては、「定額税率について」云々ということが書いてございまして、最後に、「なお、その負担の実情等に顧み、定率課税のうち、所有権移転の仮登記」云々につき、「税率を引き上げる等の措置を講ずることが適当である。」と、年度答申としては定率課税の部分的手直しについても御答申をいただい

ております。

○福間知之君　この点は、今回改正しない場合は、改正が十分でないというふうなお考えのもとに、今後また改めて改正をするという含みがあるわけですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　先ほど私が申し上げました、十年間で所得が名目的に四倍を超しておるが今回の引き上げが三倍であるという事実をこの次の改正のときに反映させるのかどうかという点につきましては、それは考え方は二つあるんだろうと思います。今回の改正の姿がとにかく基礎になるんだ、今回改正の後の動きで考えればよろしいという考え方と、前回に若干未調整が残っていれば、それをあわせて考えてもいいという考え方と。それは、こういう性格の税でございますから、毎年改正を御提案するということは恐らくないと思いますが、今後三年とか四年とかいう期間を経過しましたときに改めて御検討をいただいて、その間の所得の動きを横目で見ながら、今回の改正案をベースにして、次には何割増しとか何倍とかを妥当とするかという、その場合の御審議の一つの参考にはなろうと思いますけれども、どこまでいっても四十二年度が絶対的な基準であるとまで固執するのもまたいかがかと思います。

○福間知之君　今度は別の問題なんですけれども、ここの提案の中で、所有権の移転に際する仮登記の税率の改正がありますが、これは、これだけ六倍ということでかなり高いんですけれども、もともと大変低いということからそうされたのか。仮登記ということの重要さといいますか、目的といいますか、それからずいぶんかけ離れた運営が実際には行われているんでまずいということからこの引き上げを大幅にされたのかどうか。

○政府委員（大倉眞隆君）　先ほど御質問にお答えしましたように、中期税制の御審議の流れからしまして、実は正直に申し上げて私どもは今回は定率課税をいじらない、定額の方を直したいということで関係各省と御相談を始めました。非常に関係各省多いもんでございますから、かなり前広に御相談を始めたんでございますが、その過程で、登記を実際実務として担当しておられます法務省の御意見を一番詳しくお聞きする機会があって、法務省側から、いまの権利保全の力の強さからすると、所有権移転の仮登記の負担がどうも低きに過ぎるのではないかと。私、専門家ではございませんが、法務省から教えていただいたとおりできるだけ短く申し上げますと、二つあるようでございます。

一つは、所有権の移転の本登記ができる権利を握っておくというために仮登記をしておられる。しかも実際は仮登記のままの状態で次に転売される。不動産取引ではそういうことが起こっていると。もう一つは、債権保全のために所有権移転の仮登記というタクティックを使う。これは、抵当権を設定しますと千分の四でございますから、千分の一という安い方で債権保全の効力を果たすと。どうもその二つに非常に使われているように思われる、登記の現場からすると。したがって、法務省が税金を重くしなさいという立場にはないけれども、どうも本来の仮登記というものから見ると、いまの使われ方からすれば移転登記なり抵当権設定登記とのバランスをとるということを考えてほしいという御意見をいただきまして、そこで具体的な税率の設定についていろいろ議論をいたしまして、所有権の移転の本登記は御承知のように千分の五十でございます、しかも、仮登記をいたしまして後で本登記をいたしますと、前に仮登記で納めた税額は差っ引くということになっておりますから、その意味からしますと二十でもいいし二十五でもいい、仮登記の税率は。

そういう意見もございました。まあしかし、千分の一から上がっていくわけでございますから、一挙に二十なり二十五というのは無理ではなかろうか。やっぱり所有権の移転登記並びに低当権の設定登記のいろんな税率のバランスで落ちつくところはどこかといって探しましたところ、移転関係でいろいろございまして、一番安いのが千分の六、それから保存登記が千分の六、低当権の設定登記が千分の四、それらをあわせ考えまして、千分の六という、いわば保存登記並みというのが一つのおさまりであろうということで、法務省とも意見が一致いたしまして、千分の六という御提案をいたしております。したがって、ここは六倍という感覚は全くございません。でなくて、こう逆の方から押してまいりまして、定率課税のいまある税率の中のバランス論ということから、千分の六が今回の改正としては一つの落ちつきであろうという趣旨で御提案申し上げております。

○福間知之君　六倍じゃなくて、まあ倍率ではなくて、その他の相互関係だと、こういうことですね。まあ、全くそれは無意味だと、わからぬというわけじゃないんですけれども、何かここだけが高いもんですからお聞きしたわけです。

次に、関税の暫定措置法の方に少し入りたいんですけれども、関税率審議会ですか、による答申で、今回の改正に伴う税率の引き下げ品目は四十七品目だ、引き上げは十二品目だと、こういうふうに言われているんですけれども、その主なものとわが国の国内業界との関係で、何かこう問題が残るというふうな品目ございませんか。

○政府委員（旦弘昌君）　ただいま御指摘のありましたように、今回の改正におきます関税率の引き下げ品目は四十七品目、それから引き上げ品目は十二品目でございます。その四十七品目のうち、特恵関係のいわゆる熱帯産品の引き下げが二十九品目ございまして、その他の暫定税率の引き下げが十八品目ございます。それから引き上げ品目十二品目のうち、今般お願いいたしております原重油関税の関係の引き上げが税目にいたしますと七品目ございます。それから、銅、亜鉛――銅は二品目、亜鉛が一品目でありますがこれが三品目であります。そのほかに、特恵関税の、従来特恵を与えておりましたものを特恵を与えないことにいたしましたのが二品目、いわばこれは増税でございますので、それを合わせまして、引き上げ品目は十二品目ということになっておる次第でございます。業界に及ぼす影響等につきましては、関係の省と十分協議をいたしましてこのような結論に達した次第でございます。

○福間知之君　じゃ次に、ガス製造用の揮発油の輸入あるいはアンモニア製造用の揮発油などの関税還付というんですか、さらには輸入アンモニア製造用の原油についてこれは減税ということですが、それぞれリッター当たり五百三十円を六百二十円に軽減ないしは還付するということですか、これは。これは国内の業界とはどういう関係になりますか。

○政府委員（旦弘昌君）　ただいま御指摘のありました還付の関係の数字は、税法上では御指摘のような額が上がっておるわけでございます。しかしこれは、従来原油関税につきましては御案内のとおり一キロリットル六百四十円ということでお願いしておりましたのを、百十円増税いたしますので、増税後は一キロリットル七百五十円になるわけでございます。還付の額は、従来の六百四十円から計算いたしましてそのうちの十二分の十の分は負担していただくという頭がございましたが、それを還付さしていただくということでございました。したがいまして、七百四十円の税率が七百五十円に上がることに伴いまして、その還付の額も従来の方式のまま計算いたしますとその額が上がるということでございます。で、これらの点につきましても関係の業界とは関係省を通じまして十分話がついておる問題でございます。

○福間知之君　石油の関税の問題ですけれども、リッター当たり六百四十円から百十円引き上げて七百五十円ということでありますが、この時間では十分お聞きはできませんけれども、その背景として問題は、これからのわが国の総合エネルギー問題の中で、いわゆる石油と原重油というようなものの展望なんですがね、いままでの御説明等をお聞きしますと、やはり今回の値上げもその一つだけれども、やっぱりわが国のこれからの石油の九十日備蓄対策というものと見合ってこの措置を生かしていかなきゃならぬ、こういうふうな御趣旨のようでありますけれども、大体世界の消費量

の一割近く日本が使っているということから見ましても、確かにこれからのエネルギー対策の中で石油問題非常に重要だと思いますが、かねがね各種の審議会、検討機関がいろんな提言をしてますけれども、当局としては今後の展望についてどういうふうに石油に関してはお考えになっていますか。

○政府委員（古田徳昌君）　現在のわが国のエネルギー政策は、昭和五十年十二月に総合エネルギー対策閣僚会議で決定された総合エネルギー政策の基本方向の線に沿って種々具体的な方策を打ち出しているところでございます。

その内容としましては、ただいま先生御指摘いただきました石油の安定供給の確保策というのが、まず一つ大きな柱としてあるわけでございます。これにつきましては、海外におけるないし国内の大陸だなにおきます石油開発の促進あるいは石油備蓄増強対策の強化あるいは産油国との直接的な関係の強化なり、あるいは石油供給ルートの多角化といったふうな種々の方策が従来からとられているところでございます。これにつきましては、昭和四十八年暮れの石油危機以降、世界的な石油の供給情勢といったものが非常に大幅な変化を来しております。

今後の見通しにつきましても種々の見解がありますが、一九八〇年代の後半あるいは一九九〇年代に入りますと、世界的な意味で石油の需給関係が非常にタイトになるんではないかといったふうな意見が非常に強く出ているわけでございます。こういう情勢を踏まえまして、今後のわが国の石油の確保につきましては、非常に情勢がむずかしい段階に入ってまいりますので、新しいエネルギー政策全体をどういう形で持っていったらいいかということで、現在通産省の総合エネルギー調査会の中で種々の観点からの検討を始めたところでございます。特にこの中では、資金問題あるいは国民的な合意の形成といいますか、パブリックアクセプタンスの問題あるいは長期的なエネルギーの需給問題、さらに、省エネルギーの推進といったふうな観点を強く打ち出しまして、検討を始めたわけでございますが、全体としての方針、具体的な方策の打ち出しといったものを、五十三年の夏ごろをめどにして進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○福間知之君　石油にかわる代替エネルギーといいますか、そういうものも、確かにいま大きな問題として国会でもしばしば取り上げられるわけですけれども、その展望はなかなか立ちにくいわけであります。しかし、なおかつ、それでも石油に対する依存度というのはかなり長期にわたって高いものがあると思うんですけれども、この点についていわゆるわが国の産油量をふやしていくという方向について、具体的にはどういう政策をとっていこうとされているのか。

○政府委員（古田徳昌君）　わが国の産油量と申しますか、わが国の自主的な開発原油の増大ということで、従来から施策は講じられていたわけでございますが、特に昭和四十二年に発足いたしました石油開発公団の業務を中心としまして、海外におきます石油の開発、それから国内の大陸だなの開発の促進といったことが進められてきたわけでございます。

現在、石油開発公団は四十社を対象としまして投融資、債務保証の業務を行っておりますが、そのうち十社が生産をし、ないしは生産の準備をしている段階でございまして、昨年で見ますと二千三百万キロリッターの原油をわが国に持ち込み、それは全体の輸入量の八・九％ということになっております。目標としましては総合エネルギー調査会の答申を受けまして、全体の輸入量の三割を目標とするということにしております。その目標との関係で言いますと、まだまだ不十分でございますが、最も安定的な石油の安定供給確保策は、やはり自主的な開発の促進ということにあるんではないかと思いますしするので、この辺につきましては、先ほど言いました全体のエネルギー政策の見直しの一環ということで再検討の対象となりますが、従来同様重点を置いて進めていくことになるかと思っています。

○福間知之君　まあ三年ほど前の中東戦争で、ずいぶんわが国の石油事業への参加ということをめぐって、環境が厳しくなりました。政府においてもそれなりにこれは手を打ってこられたわけですけれども、これからますます民間の企業だけでは資金的にもなかなかこれはむずかしいと。いまおっしゃられた二千三百万キロを持ち込んだ、大体目標値三〇％に対して〇・七少ないという現状から、さらに拡大していこうということですから、これは言うならば世界各国との経済関係の恒常的な安定と、あるいはそういう国同士の良好なおつき合いというものが前提にならなきゃ非常にむずかしいと思うわけであります。もちろん今後鋭意この点については努力をしていかなきゃならぬと思うわけでありますけれども、特に国内の石油に対する賦存量というのは非常に少ないわけですね。こいつはもう全く見込みがないものかどうか。

茨城あたりを走ってみますと、何かこの掘った、何と言うんですかあれ、油井と言うんですか、あったんですけれども、最近はなくなっておりますけれども、そのほかいまおっしゃった大陸だな関係、そういうところ、国内における産油というものについてどういうふうに考えるかということと、それから、時間がありませんので端的に今回の値上げで心配なことは、もうすでに一部の業者で値上げが出ているわけでございますが、国内における価格ですね、これへの悪影響というものはいかがなものか、こういう心配を持っているんです。何か聞くところによりますと、ことしの冬は非常に異常な寒波が全国的に続きました。そのために灯油はずいぶんやはり不足をした。で、通産当局は、これは大変だということで、むしろ来年度、来冬の必要分まで何かことしは食ってしまうような、増産をして何とか切り抜けたというふうなことも耳にするんですが、そうだとすれば、それが真実だとすれば、これは大変なことになるんじゃないかと懸念されるんですがね。

○政府委員（古田徳昌君）　まず第一の、国内の産油の可能性なり見通しの問題でございますが、これにつきましては従来陸上でずっと戦前から石油の探鉱開発が行われてきたわけでございますが、地質的に見ましてなかなかむずかしくて、現在でも百万キロリッター以下の水準ということにとどまっております。最近になりまして、これは世界的な傾向でもございますが、大陸だなの開発が非常に見直されてきたところでございます。わが国におきましても、わが国周辺の大陸だなの開発に意を用いますといいますか、重点を置いていくということでこの数年来各種の措置を講じているわけでございますが、現在までのところ、新潟地区で一つ、埋蔵量千万キロリッター程度の規模の油田が発見されております。それから常磐沖でもガス田が発見されて、これはまだ生産には移っておりませんが、ガス田自体は発見されております。

今後につきましてもさらに探鉱が幾つかの会社によって推進されていくわけでございますが、これに対しましては石油開発公団が、海外の開発の場合には五〇％の助成をするわけでございますが、国内につきましてはこの投融資の助成比率を七〇％に高めるということで従来から行ってきております。これを今後も継続していくということが一つございます。

それから、地質的な有望性につきましては、これにつきましてもいろいろな見方がございますが、技術研究機関等の一つの推定によりますと、日本の回りの大陸だな全体を合わせますと、埋蔵量として十億キロリッターを超えるぐらいはあるんじゃないかというふうな見方もございますので、私どもとしましては希望を失わずに可能性を求めて大いに努力していきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、第二の値上げの影響でございますが、今度の関税の引き上げ自体の物価への影響としましては、キロリッター百十円ということで計算しますと、間接効果その他すべて織り込みましても、卸売物価への影響が〇・〇四％程度、消費

者物価への影響は〇・〇二％程度ということで、軽微なものではないかというふうに思っております。ただ、ことしの一月一日からOPECが原油の価格の引き上げを行っておりまして、これがそのまま国内にはね返っていくということで考えますと、こちらの方の影響は、一応値上げ幅七、八％程度として計算しますと、卸売物価指数で〇・七ないし〇・八、消費者物価指数で〇・三程度というふうな試算がございます。

それからなお、灯油の問題につきましては、確かに予想を超えまして昨年の十―十二月の消費量の伸びが前年度に比べまして一七％近くなっているということでございます。これに対応しまして、私どもの方としましては、各石油会社に増産を指示しまして、全石油生産中の灯油の得率を高めるというふうな生産の仕方をいたしまして、量的にはこれに十分対処してきた次第でございます。

○福間知之君　時間が参りましたので終わりますが、特にこの関税につきましては、そのほか農林省関係等にもお聞きしたかったことがあるわけですけれども、まあやはりいま貿易問題がいずれの国ともむずかしい環境になっているわけです。特にわが国は世界の工業国のトップレベルにもありますし、いまアメリカへ訪問されている総理大臣はかもいろいろな荷物を背負って帰ってくるのじゃないか、こういうふうに私は思うのですが、国内の景気を回復して輸入量をふやし、あるいはまた一方において国際収支を適切な水準に維持するということは、なかなか至難なわざだと思うのです。したがいまして、関税問題一つ取りましても、これはある程度長期の展望というものを持って、一方国内的な産業政策というものをあわせて今後積極的に対処をしていかなければ、言うならば、その場しのぎの思いつきでは、これは国民は大変迷惑をこうむるわけでありまして、今後とも政府はその点について慎重な上にも慎重に配慮をされて善処をされるように要望しておきたいと思います。

○鈴木一弘君　最初に印紙税からお伺いをしていきたいと思います。

この印紙税には流通税、文書税、そういった特徴がありますけれども、衆議院での審議の際に、銀行振り込みによる資金決済の際には印紙の使用はされていない、そういうことから印紙税の補捉率のアンバランスということが相当論議をされた、こう聞いておりますけれども、印紙税の対象となり得る銀行振り込みの金額及び課税されたならば幾らぐらいの税収になると、そういう推計を現在なさっているかどうか、それからまず伺いたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君)　申しわけございませんが、ちょっとその推計ができませんものですから、手元に数字がございません。

○鈴木一弘君　これは、だけど、推計というか、一つの銀行を調べてみるなり――全部の銀行というわけじゃなくとも、あるいは一つの支店を見てみるなりと、そういうことでお調べになったことはないんですか。

○政府委員(大倉眞隆君)　申しわけございませんが、新しい時点での調査というのをまだいたしておりません。ただ、非常にマクロ的に一つの見当として申し上げますと、受取書の数というのは、前回改正のころに比べまして一割ぐらい伸びているのではないかという推計が一つございますが、その間に売上金額というのはやっぱり三割ぐらい伸びておりますから、的確にその差が数だというわけにはまいらないと思いますけれども、やはり漸次銀行振り込みが上げつつあるという傾向は、これは間違いないと思います。ただ、具体的にある企業でどうなっておるかという調査は、申しわけございませんが、現在のところございません。

○鈴木一弘君　一つの企業体から銀行振り込みを企業体が受けると、いろいろガスであるとか電気であるとか使用しておるわけでありますから、そういう点から見ても見当を、一つのそういうところを調べれば、私わかってくるのじゃないかというふうに思いますけれどもね、どうなんですか。

○政府委員(大倉眞隆君)　これはちょっと古いので恐縮でございますが、四十八年のときには各企業の御協力を得まして受領方法別の受領金額という推計をいたしたことがございます。そのときに総合計を千分比で申し上げますと、受領方法として手形が四三八、小切手が一二五、口座振り込みが二五七、口座振りかえが一二、郵便振りかえが一、現金その他が一六七という計数が出ておりまして、このころよりもさらに口座振り込みがふえているんではないかということは考えておりますけれども、最終時点での調査が申しわけございませんが申し上げられません。

○鈴木一弘君　したがって、このときで二五％、四分の一ですね、約。ということは、現在なら、まあそれから以降ありとあらゆるものが振り込み、振り込み、振り込みという大宣伝ですし、実際現金で支払うよりも、インチキな集金人等も来ますからね、そういう現金で渡すよりはこういう口座振り込みの方が、銀行振り込みの方がやや安全ですので、そういう人はふえるだろうと思うんですね。そういう点から、この点は一つにはやはり不公平というものもつくっていくんじゃないか、そういうふうに考えざるを得ないと。たとえば銀行振り込みというときには、印紙税でいう文書の作成行為の背後にある担税力に課税すると、そういう意味とは異なってくるだろうと思いますね。で、しかし、文書を作成しないだけで、資金を決済していく。そういうことについては少しも変わりがない。片一方は文書を使ったゆえに課税をする。一方はそうでないということが起きてくるということは、不公平というものをつくり出していく原因になるんではないか。その点はどう考えておりますか。

○政府委員(大倉眞隆君)　衆議院でもその角度からの御質問を受けたわけでございますが、そのときお答えをいたしましたのは、やはりそれは文書税である印紙税の限界としか申し上げようがない。

資金の受領があるときに、すべて同じバランスで課税しようという考え方をとるならば、それはやはり取引高税か売上税というような仕組みでないと、その意味でのバランスはとれない。しかし、だからといってこれを発展させて取引高税に持っていくというつもりはないわけでございます。したがって、まあ印紙税の負担というものもやはりそういう限界のある税である限り、いまの受取書の比例的負担というのはおおむね万分の一と二の間を走っているわけでございますが、低率の負担率をそれ以上上げるというわけにはまいりますまい。まあごく軽い負担なので、ひとつ文書をおつくりになる場合にはこれを張っていただくということでとまらざるを得ない。そういう御返事を申し上げたわけでございます。

○鈴木一弘君　まあ私、振り込みだから、それにそのままやれということじゃないし、改めて振り込みしたものに文書をつくって課税を、印紙を張らせろと、そういうことを言っているわけじゃないんですけれども、いまの取引高税のようなものでなければ、動いたたびに課税するというわけにいかないと。文書税なんだから限界があると。で、現在、じゃ取引高の税をすぐに考えるわけじゃないと。そういうことになるとこれは不公平をそのまま残せよということに一面はなるわけですね。先ほど指摘したことについてはこれは解決できないということですね。

○政府委員(大倉眞隆君)　そこはその文書をつくる方と、つくらない方との間で公平が期せられないという点を非常に強調されますと、それは残らざるを得ないというお答えしかできないように思います。それが文書税の限界である。したがって、また余り高い負担は求めるとひずみができる。ごく軽い負担にしかとめようがないであろう。非常に相手との間で信頼関係がございまして、五千万円でも一億でも契約書なしでいいよということになってしまうと、これは印紙は要らないというような性格の税でございまして、やっぱり御自分の便宜のために契約書をちゃんと持っているというときには印紙を張ってくださいというとこ

ろでとまってしまうわけでございますので、取引のあるところ必ず同じ負担を求めるというほどの機能を果たすためには、どうしても限界があるということを申し上げざるを得ないかと存じます。

○鈴木一弘君　これは間接税のあり方で問題になってくることだと思うのですね。印紙税も間接税の一種ですから。この間接税のあり方として、今後印紙税も含めて取引高税――取引に伴う税というふうに言いかえたって構いませんけれども、そういうものの方向というのも考えざるを得ないことになると、こういうことを言っているようにも聞こえるんですけれども、その辺は大臣はどうお考えですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　先ほど申し上げましたように、私としましてはそういう文書税の限界があるから、公正という観点からむしろ取引高税を考えるべきだと、そういう方向では考えておりません。むしろ取引高税は、それと全く別の角度からそういうものを取り上げて、しかるべきかどうかを議論すべきものである、印紙税の不備を補うために問題を取引高税の方へ持っていくというつもりは私は持っておりませんが、大臣がどうお考えか……。

○国務大臣（坊秀男君）　ただいま主税局長がお答え申し上げましたとおりに私も考えております。

○鈴木一弘君　私が申し上げたのも、間接税のあり方として、印紙税をも含めて取引高税というものをどう考えていくのかということを聞きたかったわけですから。

じゃ、時間がとにかく三十分でございますので、三分の一ずつ質問していきます。

次、登録免許税についてお伺いをしていきたいと思いますが、この登録免許税の改正案作成の際に、果たしてこの税の負担のあり方について具体的にどういう論議がされたのか、はなはだわれわれにとっては疑問を持つのです。というのは、税制調査会の答申においても、その内容では、最近の財政事情と十年を経過したからと、こういうことだけで、前回昭和四十二年の改正の際に問題となった点について検討の経過等について全く無視しているように思われるわけでございます。その点はどういうふうに考えていらっしゃるか。たとえばこの審議の経過という概要を見てみますというと、その際に審議をここでされたときに、営業免許での税負担と、個人の人的資格での税負担それぞれの税負担のあり方について相当な議論をされている。そして今後十分な検討をして完全なものに近づけたいということを当時の主税局長が答弁をしていらっしゃるわけです。それからいままでもうすでに十年たっていますけれども、どの程度審議をなさり、検討してきたのか、そこのところをちょっと聞きたい。

○政府委員（大倉眞隆君）　前回登録免許税法を御審議いただきましたときの記録は、私ども丹念に読み返してみまして、その上で作業にかかったわけでございますが、人的資格に伴います登録免許税の負担の引き上げにつきまして、今回の政府案は一律三倍ということでお願いをいたしております。いかにも機械的ではないか、もっときめ細かい吟味をすべきではないかという御指摘があろうということを覚悟いたしながらこういう御提案をしたわけでございますが、その経緯は実は先ほど福間委員にも申し上げましたけれども、関係省庁が非常にたくさんございまして、また同じ省庁でも関連する業務監督の範囲が非常に多数ございます。したがいまして、私ども五十二年度改正でこれを取り上げたらどうかという判断をいたしましてから、早速関係官庁の方に意見を聞き始めまして、おおむね三カ月近くかかりましてこの政府案にたどりついたわけでございますが、その間にまさしく前回御審議がございましたように、たとえばお医者さんと看護婦さんというのは、いまのバランスでいいのかどうかというようなことも十分議論はしていただいたつもりでございます。

そこで、当初、正直に申し上げますと、所得の動きからすれば、四倍の引き上げをお願いしてもいいんではないかという、スタートしたときの内輪話でございますが、相談したら、いや四倍というのは大き過ぎるという一般的な感触と同時に、四倍はまあ理屈上やむを得ないとするならば、たとえばこの資格は二倍でとめておく、この資格は三倍でとめてほしいという御議論が出てまいりました。

さてその次に、それではこれが三倍であるというなら、そっちは四倍でいいんですかというような議論を繰り返しやっておりますうちに、各省庁ともどうもその一律でないと、言葉はまことに悪いのでございますが、収拾がつかない。どこかが平均より高くて、どこかが平均より安いということだと、横並びで収拾がつかなくなってしまうんで、ひとつ全体を三倍ということで引き上げ、提案をしていただければ、各省庁とも、関係の方面も納得していただけるし、まあこれ増税でございますから、賛成というわけにはいかないけれども、やむを得ないということでまとまるんだというところにたどりつきまして、実は結果としてまことに機械的でございますが、一律三倍という案で閣議の御了承を得たわけでございます。したがいまして、その意味で当時の塩崎主税局長が、いろいろのバランスを考えながらこれが定着するかどうか、より完全なものにしていきたいという御答弁を申し上げたことは十分承知をいたしておりますけれども、逆に申せば、十年たってみてそれなりに定着してきたという感じがあって、それでまあ同じ上げ幅ならば、あっちこっちに波風が立たないということになったのかなと。それでは今回は一律三倍ということでお願いしたらどうだろうか。ちょっと時間をとりまして恐縮でございますが、かなりの時間をかけまして、関係省と相談した結果が、この一律案にたどり着いたという経緯でございます。

○鈴木一弘君　前回のときの昭和四十二年の藤田正明委員の質問は、医師、公認会計士が二万円、それから保健婦と看護婦が三千円、それに比べて銀行、証券会社の開設の免許、支店の設置の認可が五万円、こういうことで、法人と個人とでは余りにも違うんではないかと、比較して、負担率が、負担力からいって。やはり個人の方の税率が高過ぎると、こういう質問に対して、十分検討する余地がある、こういうことだったわけですね。いまの医師が今度六万円になり、看護婦が九千円になる。やっぱり三倍ずつになりますけれども、その登録のあれとちょっと私は違うような感じがする。当時の質問の趣旨が違うと思います。その辺のいわゆる法人と個人との場合、個人の方に負担が強く法人の方に少ないという印象、この検討はどうなったんですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　その点は私どもなりに、いろいろと議論いたしてみましたが、やはり銀行の例がよく出まして、銀行の設立免許が一件十五万円、今回改正案ですね、改正前五万円ですが。だからそれはそのお医者さんの六万円、弁護士さんの六万円に比べていかがなものか。また同じ金融機関の中でも銀行も信用金庫も十五万円というので一体よろしいかという議論をいたしましたのですが、結論といたしましては、やはり銀行は免許をもらって直ちに開業できるわけではないので、同時に商業登記をしなくてはならない。同じ登録免許税の中で、定率課税で負担をしてもらっておる。したがって、大きさというものはそちらでバランスがとれているんではないだろうか。設立登記千分の七でございますから、千億円の資本でいきなりスタートすれば登録免許税だけで七億円という負担をしていただくわけでございます。それが信用金庫の出資金が百万円であればそれはそれなりに低い負担になる。支店の数が多ければそれなりに一件当たり幾らという負担になる。開業に至る段階で登録免許税という枠の中での商業登記を含めての負担を考えれば、やはり制限的に営業を免許されたというそのポイントだけでは、同じ十五万円でもいいんではなかろうか、大きさに応じての負担が同じ法律の中で別にあるから、それでいいんではなかろうかということで、ただいまのような御提案をするに至っております。

○鈴木一弘君　いま一つは、医師と看護婦の七倍

弱、そういうもので果たしてそれでいいのか、あるいはもっと片っ方は十倍でいいんじゃないかとか、そういう同じ登録については問題が出ると思うのですけれども、それは先ほどの説明で大体ありました。

それから、不動産の所有権の問題の登記ですね、移転登記、現在新築後一年の――まあいろいろ条件はございますけれども、家屋については本則で千分の五十のところを千分の一と、これは新築だけということに、こうなっていますね。ところが、実際に個人住宅の建設の促進ということはよくわかるけれども、庶民が、というか、買う場合にはやっぱり新築より中古の方が購入しやすいという点があります。ところが、中古を買った場合には千分の一じゃないでしょう。本則になるわけですね。千分の五十になる。そういう点で、これはそういうところを特例を何か考える必要があるんじゃないかというように思うのですけれども、その点はどうですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　確かに税率が千分の五十と千分の一で非常に離れておりますので、おっしゃるような問題の指摘を受けるわけでございますが、まあやはり私どもとしては、新築家屋の登録免許税の税制措置というものも、私どもの分類しております中では政策税制である、非常に古くからのものでございますけれども、当時とにかく住宅の戸数が絶対的に世帯数に比べてうんと足りないという時期に、とにかく戸数をふやせということが住宅政策の最も眼目であった時期にできている。それ以後、二十年以上続いておるというものであるように理解をいたしております。

その意味では、やはり政策税制として位置づける、したがって、今回住宅関係の特別措置なのに税率を上げるのは何事かという御指摘も受けたのでありますが、これも政策目的がほぼ世帯数よりも戸数が上回ったという、ここまでくれば、そろそろ縮減という方向に考えていただきたい。つくったものはいつまでもそのままというわけにはいかないでしょうということを御相談して、建設省もそれならばということで、わずかでございますが、千分の一から千分の二に引き上げるということで、別途租税特別措置法で御提案いたしておりますが、そういうふうに私ども頭の中がこれ、かた過ぎるかもしれませんが、できてしまっておりますので、中古の家屋を取得されるというときに、同じような恩典を与えるかどうかという点については、建設省から御要望ございましたけれども、それは住宅政策としてどう位置づけるのか、どうも私どもの中では、中古家屋の取得というものは、マーケットにある現にある住宅の持ち主がかわるというふうにしか思えない。それを住宅政策として中古を買いなさい、中古でも質のいいものを買いなさいというふうになるのかならないのか、そこが政策的な位置づけというものを私どものような頭のかたいところにでもわかるように説明していただければ、それなりに十分検討する用意はございますと申し上げて、いわばそれっきりになっております。したがって、新築と中古とのバランスという角度からおっしゃると、まさしくおっしゃるような問題が出てしまっているとは思いますけれども、政策税制としてどう位置づけるかということで、もう少し建設省の意見も聞いてみたい。もし必要があればまたしかるべき機会に御提案をするというか、あるいはさらに御論議を得るということにさせていただきたい、そう考えております。

○鈴木一弘君　まあ大きさの制限もあるし、大きさの制限が段階的になりゃいいですけれども、そうじゃないし、そういう点もあるし、いまの御答弁からだけ聞いているというと、古い家を買うより、その家をぶっ壊しちゃって新しいのを建てた方がいいような感じを受けますしね。まあこれは議論のあるところですので、きょうは時間がないからこれでやめておきます。

最後に、関税の方で伺いたいんですが、時間がなくなったんで――外務省がお見えになっていると思いますが……。五十年の三月三十一日にこの委員会でいろいろ逆特恵のことを聞きました。そのときヤウンデ協定だとかいろんな協定等がずっとあって、まあ逆特恵についても廃止の方向に当然動いているというような御答弁をいただいたわけでございますけれども、現行はどういうふうになってきているのかということ、それが一つ。

それからいま一つは、逆特恵について、これはどうしても特恵供与と違って一つの経済ブロックをつくりますので、そういう経済ブロックをつくったことが第二次大戦にもなっていると、福田総理がそんなことをおっしゃってますけれども、そういう点もわれわれとしては考えざるを得ないと思うんですね、延長線上には。そういうところから経済ブロックを世界的につくるということは好ましくないというのは当然だと思いますが、そういう点でECの諸国に対して、いままでのいろんな会議のときに、この逆特恵の問題についてどういうふうに主張してきたかということが第二番目でございます。その二つについてまず答えてください。

○説明員（賀来弓月君）　お答えします。

七五年二月に、アフリカのロメにおきましてEC九カ国とアフリカ、カリブ海、太平洋地域の開発途上国四十六カ国の間にいわゆるロメ協定というものが締結されましたんですが、これに伴い逆特恵は原則として廃止されました。すなわち、いままで開発途上国は、要するに先進工業国に対して特恵を供与していたんでございますが、この協定は内容が片務的になっておりまして、開発途上国はその特恵の供与が義務でなくなったという、そういう協定でございます。で、その協定が締結されたことに伴い、その時点で逆特恵を行っていた国はかなりの国がそれを廃止しますし、それから今後廃止する方針であるというようなことを表明したわけなんですが、私ども現在逆特恵の状況がどうなっているのか調査中でございますが、既存の資料によりますと、アフリカではオートボルタ、これが継続しているようでございます。それからセネガルもやっております。それから、おかしな話でございますが、トンガがこれを契機にして逆特恵の適用を検討するというようなことを言っておりますが、これは現況はよくわかっておりません。

それから第二点の御質問でございますが、私ども日本政府は従来より、御指摘のような理由もございまして、逆特恵は速やかに廃止すべきものであるという立場に立ちまして、これを随時関係国に申し入れたり、あるいはUNCTAD特恵委員会の場で、私どものそのような立場を表明しております。

○鈴木一弘君　よくわかりました。

で、もうほんのわずかしかなくなってないということで、まだ若干調査中ということですから、これは後で調べ上がったところで資料にしていただきたいと思いますが。

それから、この特恵制度の弱点というか、いわゆる多国籍企業の介入を排除するという原産地証明の、原産地規制の問題について、その後問題はないのかどうか、これを伺いたいんです。

○政府委員（旦弘昌君）　ただいまお尋ねの多国籍企業による原産地の問題につきましては、特に最近そういう問題があるようには聞いておりません。

○渡辺武君　最初に関税政策についての基本方針を幾つか伺いたいと思うんです。

七三年に東京で開かれましたガット閣僚会議でまあ新しい多角的関税交渉を進めるといういわゆる東京ラウンドですか、これが決まって、日本が提唱国になっているわけでありますが、大体このランブイエ会議でもサンファン会議でも七七年中に妥結するという趣旨の宣言が出されているわけですが、最近ガットの事務局長のロングさんがわが国に見えておるのは恐らくそのこともあってのことだろうと思います。

で、大臣に伺いたいんですが、七七年中にこれが妥結する見通しを持っておられるかどうか、どうでしょう。

○政府委員（旦弘昌君）　大臣がお答えいたします前に、現在のガットにおきますいわゆる東京ラウンドの進捗状況について簡単に御説明さしていた

だきたいと思います。

現在、先生いま御指摘のように、七三年九月に東京宣言ございまして、その後も二回の首脳会談におきまして七七年末に実質的に終結させようという合意を見ておりまして、現在そのもとにおきまして貿易交渉委員会、これが全体の組織でございますが、それ、及び七つのそれぞれのグループのもとに分かれまして鋭意その作業を進めておるところでございます。その七つの委員会の一つであります関税グループというところで、それでは今回の引き下げはどういう方式で行うのがよろしいかということにつきまして、昨年の秋までにアメリカ、EC、日本、その他一国の、スイスのそれぞれの提案がなされておるところでございまして、今年の初めにはそういう方式についての合意を得るように現在作業が進められているところであります。また、その七つの委員会の一つであります熱帯産品グループにおきましては作業が一番進んでおりまして、その場で合意に達しましたものの一部につきましては、今回の改正法案の中に協定とは別に先んじて国内法で手当てをいたしたいというふうに作業を進めておるところでございまして、現在のところ七七年末に全体の合意に達することが全然不可能だということではございませんで、少なくともこれを依然として目標にして努力をいたしたい。したがいまして、ガットの事務総長が今回アメリカに次ぎまして日本に参りましたのも、そういう意味で主要国がその交渉を積極的に進めるようにということを要請されに来られたのではないかと、かように考えております。

○渡辺武君　大臣、いかがですか。

○国務大臣（坊秀男君）　ただいま局長がお答え申し上げましたとおり、七七年の末までに何とかしてこの交渉を妥結したいと鋭意努力をいたしておる最中でございます。

○渡辺武君　この間ロング事務局長が福田総理大臣に会って会談された際、福田さんの方からはこの問題についてはいわば包括的に進めていきたいという趣旨のお話があって、現在の進捗状況――いま伺ったところでもわかりますがね、熱帯産品については確かにきょう御提案のあった関税定率法の一部改正の中に若干は盛られています。しかし、まあこの関税の引き下げのやり方などについては昨年十月案が出ただけで、ことしの初めというけど、もう三月の末ですよね、まだこれについてはほとんど見通しがないという状態でしょう。そのほかにいろいろ難問山積してると思うんですね。で、総理大臣のあの答弁は、まあ七七年中の妥結ということを拙速で急いでやるよりも、やはり来年あたりに延ばして、そして十分成果が上がるようにしたいという趣旨じゃなかろうか、という点がまあ一般に言われているところなんですが、その点どうですか、大臣。

○政府委員（旦弘昌君）　先般、ロング事務局長が見えまして、総理と会談、あるいはその他の関係大臣と会談されたのは御指摘のとおりでございます。

それから、今般の東京ラウンドの交渉は、前回のケネディーラウンドの交渉に比べますと非常に範囲が広いということでございます。その対象に参加しております国の数でいたしましても、約倍ぐらいになっておりますほかに、先般のケネディーラウンドにおきましては、工業製品だけの関税率を原則五〇％カットするということで終わったわけでございまして、その他の非関税障壁の問題、あるいは熱帯産品の問題、あるいは農産品の問題等につきましては、これはほとんど触れるところがなかったわけでございます。しかし、今般の関税交渉におきましては、アメリカ、あるいはカナダ、オーストラリア等の農産品の輸出国は、非常に強く、前回のやりました工業製品だけではございませんで、農産品も含めた引き下げをやるべきであるということ、それが第一であります。

そのほかに、非関税障壁につきましても、この際全部洗い出して検討の対象にすべきである。あるいは熱帯産品についてもやるべきであるというふうに、非常に範囲が広くなっておるというところが大きな問題であります。

で、先生御指摘のように、確かに昨年の秋、引き下げのフォーミュラにつきましては提案が出そろいましたけれども、その後、アメリカの大統領選挙がありまして政権がかわる。あるいはECにおきましては経済的な不況のために産業界におきましては、かつてありましたような関税の引き下げ、それに伴います貿易の拡大という点につきましては、若干景気の推移に目を奪われて足並みがそろっておらないというような状況があるわけであります。ただ、日本といたしましては、この問題につきましても従来にも増して積極的に参加をしていきたいというふうに考えておるわけでございまして、日本として本年じゅうにその妥結に至らない方が好ましいというふうなことはございませんで、できるだけ早く合意に達したいということで努力をいたしておる次第であります。

○渡辺武君　大臣いまお聞きのとおりで、相当難問山積なんですよ。まあ希望はわかりますよね、七七年中というのは。しかし、かなり困難でしょう、どうですか。

○国務大臣（坊秀男君）　御指摘のとおりですね、いろんな複雑な問題もあり、アメリカの政局も非常に変化もしておりますし、そういうことから考えてみまして、そうたやすくこれが解決されるとは思いませんけれども、しかし、わが国といたしましては、どうしてもこれを予定どおり解決をしてまいりたい。鋭意努力を続けてまいります。

○渡辺武君　いま言われたように、やはりいろいろの難問のある中で一番大きい問題ですね、これは農業問題じゃないかというように思うんです。まあ一番典型的なものは、アメリカの農産物の輸出の要求ですね。これに対してECが共通農業政策とぶつかるということでもめているという問題だと思うんです。私は、やはり今度のこのラウンドの農業問題の中には、やっぱり発展途上国ですね、主として農業国が多いわけですが、その利害関係の問題も含まれて、特別複雑だろうと思ってるんですが、この農業問題についてはどんなふうな見通しを持っておられますか。

○政府委員（旦弘昌君）　農産品につきましては、先ほど申し上げましたように、アメリカを初めといたしまして主要農産品輸出国の側からは、前回のKRのときと違いまして、一般の関税引き下げフォーミュラを工業製品と同じように適用すべきであるという強い主張をしておるところであります。これに対しましてECは、先生がおっしゃいました可変課徴金の制度を持っておりますほかに関税などもございまして、非常に手厚い保護をしておるところでございます。したがいまして、農産品の扱いをどうするかということをめぐりまして、アメリカ等とECとの間には、原則的な非常に大きな交渉の山場があろうかと思っております。この問題につきまして、わが国はもちろん農業の持つ特殊性を十分認識いたしておりますので、関係の各省とも協議してこれに対処してまいりたいと思いますけれども、昨年の十月に、わが国がわが国自身の関税引き下げのフォーミュラを提案いたしました際に、わが国は、農産物につきましてはできる限り提案いたしました引き下げ方式に沿いつつ、しかも、農業の特殊性を考慮してオファーがなされることが望ましいということを発言しておるわけでありまして、細目につきましては今後どういうふうに動くかということについては現在予断ができない状況でございます。

○渡辺武君　今度のラウンドの一つの目玉になっているのが非関税障壁の縮小もしくは撤廃ということだと思うのですね。いまおっしゃったように、わが国の場合は、国内の農業を保護するという非常に重要な必要があるわけですね。そのために小麦その他はいわゆる政府管理物資になっておりますし、そのほかIQ物資で自由化されていないというものもあるわけですね。今度のいわゆる東京ラウンドがわが国の提唱で始められて、そして日本がアメリカの肩がわりか何かしらぬけれども、しかしかなり中心になって推進すべきものとされているわけですね。そういう事態のもとで、この農業問題でやっぱりいま言ったようなところが守

り切れるかどうか、日本の農業の保護という点が果たして十分に貫き得るかどうか、私は非常に心配しているわけです。その点どうでしょうか。

○政府委員（旦弘昌君）　先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては日本の農業の特殊性も十分考えまして、農林省とも十分協議をして細目については交渉してまいりたいという態度でございます。交渉のことでございますので、いまそれでは個々のものについてどうするのかということについては申し上げられる段階ではございません。

○渡辺武君　農林省どうですか。

○説明員（志村純君）　ただいま関税局長の答弁ですべて尽きておりまして、私の方から重ねて申し上げることもございませんが、先生御指摘のとおり農業部門では非常にむずかしい問題がございます。相手国側の話もよく聞きながら、しかし、国内農業の面で、すでにたとえばラウンド輸入制限につきましては、非常に基幹的な物資だけにもう数が減らされておりますので、この辺の事情は相手国側によく説明して交渉を乗り切りたい、このように考えております。

○渡辺武君　いま、EC諸国から造船その他の輸出が余り急激にふえているものだから、そこで見返りとして――見返りと言うとおかしいですけれども、そういう意味で、農産物をもっと日本は買うべきだという強い要求があるんですね。これについてはわが国の態度はどういう態度をいまとっておられますか、また今後とるおつもりですか。

○説明員（志村純君）　農産物について、これは農産加工品の多くのものは農林省所管になっていることは御承知のとおりでございます。で、この問題については、EC側の工業製品の貿易インバランス、これについて何とか逆にEC側からの輸出を拡大するという意味で、農産加工品について関税の引き下げ、あるいは輸入数量の拡大こういった要求が出てきております。しかしながら、農業というものは御承知のように非常に息の長い産業でございまして、そのときの一時的な貿易のインバランスということで、農業政策についてさじかげんをするということはなかなかむずかしい問題でございますので、その辺のところはEC側に対してこれまで何度も説明しておりますし、二月の初めブラッセルでEC側と協議を持ちましたが、その際も詳細にわが方の立場を説明してきております。そういうようなことで、今後もまた話し合いの機会があろうかと思いますので、そういう場合においてもわが方の立場、国内農業政策上の問題点を十分に説明して相手側の納得を得たいと、こう考えております。

○渡辺武君　その問題については、外務省、通産省などと農林省とは意見の違いがあるんだというふうに聞いていますが、外務省や通産省はどういうふうな立場ですか。

○説明員（松田慶文君）　お答え申し上げます。

外務省の中では直接このEC問題を担当しておりますのは別の者でございますけれども、私の承知しております限り、いろいろと事柄を処す、あるいは検討するアングルが違って、内部的にはいろいろ勉強し合うことがございますけれども、それを調整した上で日本政府として一つの固まった態度をもってECに当たる次第でございまして、特に立場上の差があるというような問題ではなかろうかと、こう考えております。

○渡辺武君　それではもう一つ伺いますが、いまアメリカが今度のいわゆる東京ラウンドにガット十九条のあのセーフガード条項、これのいわば適用の緩和という方向を打ち出そうというふうな動きになっているそうですし、ECもこのセーフガード条項については、何といいますか、自由無差別という方向ではなくって、特定国に差別的に適用するという方向を出しているというふうに伺っておりますが、そのとおりですか。時間がないからひとつ端的に答弁ください。

○説明員（松田慶文君）　御指摘のようにセーフガードにつきましては、幾つかのアイデアが出ておりますが、まだはっきりした形で現在のガット十九条の改正というアイデアは出ておりません。むしろ、現在の十九条の運用につきましてどのような問題点があるかにつき意見を表明し合っている段階でございます。したがいまして、ECから明確な形でセーフガードを差別的適用に関する提案といったものは必ずしも出ておりません。

○渡辺武君　大臣、この問題は非常にわが国にとっても重要な問題だと思うんですね。というのは、先ほども御質問ありましたけれども、カラーテレビの問題で、もうアメリカとの間にこの問題が表面化している。同時に日本の側からしましても、アメリカからの燐安の輸入という問題についても燐安業界からも提訴が出ているということで、非常に重大問題だと思うんですね。この点については日本政府の態度はどういう態度になりますか。この十九条の問題ですね。

○政府委員（旦弘昌君）　技術的な問題でもございますのでお答えいたしますけれども、私どもといたしましては、現在のガットの第十九条の規定は基本的にはバランスのとれた規定であると考えておりますので、この基本的な仕組みを変更する必要はないものと考えております。

○渡辺武君　大臣どうですか。

○国務大臣（坊秀男君）　関税局長がお答え申したとおりであります。

○渡辺武君　以上、いろいろ伺いましたけれども、農産物の問題にしましても、それから発展途上国からのいろいろな要求の問題にしましても、それからいま申しましたガット十九条のセーフガード条項の問題にしましても、私は従来のこのガット体制が問われるような重大問題じゃないかというふうに思うんです。従来のガット体制、一言で言えばアメリカの提唱したことにもいみじくもあらわれておりますが、やっぱり世界の工業的な強国が自分の国際市場を拡大するということが中心となって推し進められたと思って差し支えないような点があるんですね。いま日本が特にその点で熱心だというのも、わが国のやはり特別国際競争力の強い重化学工業の大企業、これの利害関係が非常に強く結びついて、自由無差別の貿易体制ということが強調されているんじゃないかというふうに思うんです。

しかし、今度の東京ラウンド参加国の中の三分の二以上は発展途上国だ。この人たちは当然のことながら発達した工業諸国と同じように扱われちゃ困るんだということで、今度の東京ラウンドに対しても貿易体制のあり方について非常に大きな問題を提起しているという状況ですね。いまいった農産物の問題もあり、それからまあセーフガード条項の問題あり、自由無差別というガットのこの原則が問われているということじゃないかと思うんですね。で、私は別にガット体制に反対だという立場を言おうとするわけじゃありませんけれども、しかし、やはりいまの発展途上国の問題、それからこの不況の中で、発達した資本主義国の中にも経済的な格差が非常に生まれてきて、特にいま具体的にあらわれているのはECと日本との貿易紛争のように、個々の産業分野で特別に鋭い問題が起こってきているということからすれば、問題を現実的に対処する上で、やはりいろいろ考えなきゃならぬ点があるんじゃないか、この点はどう思われるのか、これが一つ。

もう一つは、時間節約するためにまとめて伺いますけれども、日本の場合農業が特別に立ちおくれているために、先ほど伺いますと、農業保護のために従来の方針で進むという御趣旨の御答弁でしたけれども、同時にわが国の中小企業、これまた大企業との間には特別な格差があって、この不況の中で外国からの製品の輸入で大きな打撃を受けている、この農業、中小企業保護という点も十分に考慮した上で、このガット体制の討議に臨むべきであるまいかというふうに思いますが、その点どう思われますか。

○政府委員（旦弘昌君）　まず、第一点でございますけれども、現在のガット体制が、先生が御指摘になりましたように、自由貿易あるいは平等の扱いという原則に立っていることはそのとおりでございます。ただ、御案内の特恵関税という制度は、その特例でございまして、これはガットの承

認を得て、先進諸国が途上国に対して実施している問題でございます。

それからまた、東京ラウンドの宣言の中におきましても、途上国に対しては相互主義を期待しないというのが第一。それから第二には、一般特恵関税の現在行っています制度は維持していくということが第二でございまして、また第三には、可能かつ適当な場合には途上国に対して特に有利な利益を与えるということ、この三つの原則については各国合意をしているところであります。

したがいまして、そういう意味では、このガット体制は、単に重化学工業の発展しております先進国の利益を追求するというだけでございませんで、発展途上国の利益も十分考慮に入れた組織であるということを申し上げておきたいと思います。

それから第二の、先進国の一部の産品、たとえば日本の得意とします工業製品が、一部の先進国にはんらんするというような事態につきましては、そのケース・バイ・ケースに基づきましてわが国としても配慮をして、無用の摩擦を避けるべきであろう、かように考えております。

農業問題につきましては、あるいは農林省からお答えがあるかと思います。

○渡辺武君　農業、中小企業保護の問題。

○政府委員(旦弘昌君)　申しおくれましたが、農業あるいは中小企業の問題につきましては、今回のガットの東京ラウンドの交渉の際には、十分配慮してまいりたい。その中小企業あるいは農産品の対日輸出に意欲を非常に持っております国々は、単に先進国だけでございませんで、特に中小企業の産品につきましては、発展途上の国々が大きく日本に期待しているところがあるわけでございます。したがいまして、一方におきましては、国内の中小企業の困難の問題があると同時に、近隣の途上国のそれらの願望をどの程度満たし得るか、どの辺にその調和点を見出し得るかということが非常に大きな問題であろうかと思います。しかし、国益といたしまして、農業あるいは中小企業の適正な保護ということは常に念頭に置いて交渉に当たるべきものと考えております。

○渡辺武君　それでは、その国内の中小企業の中でも、端的に言いますと、大島つむぎの話で伺いたいんですが、これは伝統的工芸品産業に指定されていることでもわかりますが、機械化するということが非常に困難なもので、しかも国内市場に限られている特殊な製品つくっているところですね。三百年の伝統持ったものですよ。これがいま韓国から同様ないわゆる競合品の輸入で大きな打撃を受けていると。不況と同時にこれが重なって、その存立の基盤が奪われようとしているという重大な時点にきているわけですね。その点で伺いたいんですが、例年行われる韓国との間の生糸及び絹製品の貿易取り決め交渉ですね、これもう行われる時期だと思いますが、ことしはどういう基本方針で臨んでおられるのか、これまず伺いたいと思います。

○説明員(保延進君)　絹製品につきましての日韓協議につきましては、先月の十日と十一日の二日間にわたりましてソウルで行われたわけでございますが、この会議におきましては双方の主張を出したわけでございますが、相当大幅な食い違いもございまして、合意に達するに至っておりません。次回は四月の初めに行われるということになっております。何分にも協議中の問題でございますので、ここで対処方針等につきましてはっきり申し上げにくいわけでございますけれども、現在の大島つむぎ業界の窮状、まさに先生が御指摘のとおりでございますけれども、そういった点を十分踏まえまして、来年度の輸入の抑制につきまして、韓国側の十分な協力を得るように対処いたしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺武君　たとえば、何ですか、昨年よりもふやすんですか、減らすんですか。

○説明員(保延進君)　スタートとしては、カットバックということで要求をいたしております。

○渡辺武君　どのくらい減らすつもりですか。

○説明員(保延進君)　相手があることでございますので、最終的にどういうことになるかはわかりませんが、ある程度カットバックいたしたいというふうに考えております。

○渡辺武君　昨年も約四万反という妥結した点だったと思いますね。ところが、当時業界の方は、少なくとも十万反は入っているということを盛んに強調しておりました。税関を通る物、これだけでなくて、いろいろおみやげ品等々あるいは郵送するものなどで、十万反ぐらいは入っているはずだと。これは業界の需給などの見通し、それから生産の状況等々から、これはもう検討した上での発言であって、かなり実相に近いんじゃないかという気がしているんですね。ところが、昨年九月に協同組合から韓国に視察に行きまして、韓国では大体一万二千台くらいの織り機が動いていると。そうしますと、月に一反とちょっとぐらい生産すると見て、大体いまは二十万反ぐらい入っているんじゃないかということを言っているんですね。したがって、その圧力もあり、不況もあって、いま大島つむぎの在庫は急増しているというのが実情のようです。私は、もし交渉するならば、かなり大幅に昨年よりも輸入を抑える必要があるんじゃないかと思うが、しかし同時に、それだけでは足りないだろうというふうに思うんです。

時間がないから申し上げますけれども、私は、やはりこういう特殊な、機械化もできないような産業が、外国の競合製品の輸入によって大きな打撃を受けているという事態を十分に直視して、ちょうどいまアメリカがカラーテレビでやっていると同じように、私は、やっぱりガットのセーフガード条項を、これを十分発動できる可能性があるじゃないかというふうに思うんです。これは恐らく国内立法が必要じゃないかと思うんですけれども、輸入制限をおやりになるお気持ちがあるかどうか、その点まず伺いたい。

○説明員(保延進君)　絹製品の輸入抑制につきましては、中国、韓国が主たる輸出先でございます。この二国とは二国間交渉を通じて抑制するという方針になっておりますので、今後ともそういうことでいきたいというふうに考えております。

○渡辺武君　もう一問。

セーフガードを適用して輸入制限をやるというおつもりがないならば、少なくとも現在の関税定率法の第九条によれば、緊急関税という制度もあるわけですね。これを採用して、少なくともいまの業界の窮状を現行法をすぐ発動して救っていくというおつもりがないかどうかですね。これを伺いたい。もし発動するとすれば、どういう手続をとったらいいのか、これもついでに伺いたい。

○政府委員(旦昌弘君)　緊急関税を発動したらいかがかという御指摘でございますけれども、現在せっかく通産省と韓国政府との間に実質的な輸入制限でありますます数量の問題について話し合いが行われておるところでございまして、そのような話し合いの結論を待たずに、緊急関税を発動するというような事態ではないんではないか。実質的な数量制限、輸入制限が過去にも行われておりましたし、今後もそういう方向で円満に話をつけようというさなかでございますので、そういう段階ではないと、かように考えております。

○栗林卓司君　各論に入る前に、基礎的な問題について若干お尋ねをしたいと思います。

去年つくられました財政収支試算の中を見ますと、五十二年度の数字といま政府が御提案になっております五十二年度予算の数字と、歳出総額を見ますと、当初の想定が二十八兆四千九百億円、予算に計上しましたのが二十八兆五千百億円ですから、その差わずかに二百億円と、大体いい線をいっているわけですけれども、歳入を見ると、当初想定したのが二十兆——税収だけ挙げていますが、二十兆六百億円、今回計上されましたのが十八兆七千九百億円と、その差一兆二千七百億円。相当大きく税収の面では落ち込んでいるわけですけれども、それは見積もりだと言われればそれまでですけれども、歳出の方は大体とんとんに当たっているわけですから、歳入の落ち込みというのはどういうことだったんだろうか、見積もりに

比べてですね。御見解を伺いたいと思います。

○政府委員（大倉眞隆君）　昨年予算委員会に収支試算をお出しいたしましたときにも、これは五十五年度の姿を試算してみたもので、途中年次はそれをGNP比率で機械的に割りつけてございますので、それ自身の絶対額には計画的な意味がないということをくどく申し上げておったかと思います。ところで、でき上がりの姿を見ますと、おっしゃいますように、年割りの五十二年度と歳出はほとんど違わない、歳入が大きく違うということでございますが、これは基本的にはやはり景気に即応するために歳出の方は多目に組んでおる、歳入の方では大きな増税ができるような時期でないということから出てきておると、私どもとしては考えておりまして、と申しますのは、当初の年割りの基礎はGNP一五でございますが、五十二年度の政府見通しは一三・七でございまして、したがって、GNP比例でいくならば、歳出の方はもっと小さくなくてはならない。歳入の方はできれば増税をするというような姿がいままでも予定されておった。しかし、予想されるGNPを一三・七に持っていくためにむしろこれだけの歳出が必要であるということであり、歳入面ではそのためには大幅な企業増税はやるべき時期でないということになる。しかも、率直に申し上げまして、年割りのところでは、自然増収に食い込むような減税は予定していなかったと。政府案でも減税があるということでございますので、歳出と歳入それぞれに計画が財政収支見通しで見ておりましたようなGNP比例の姿にはなっていないということであろうかと考えます。

○栗林卓司君　五十五年度までに赤字公債ゼロにしたいということで途中つないでおるわけですから、ここに細かい議論をされても困るということはよくわかるんですが、それはそれとして毎年たどっていかないと目標にはいかないわけですから、その意味でいまの税収を見た場合に、一兆円を超える差があるというのはなかなか大きな意味を持っているんではないんだろうかと思うので、重ねて伺うわけですけれども、本来なら増税で埋めたかったということなのか。実は伺いたいのは、五十年度で大きな落ち込みがありました、その回復ということもここの中に本当は入っていたんだけど、なかなか景気の立ち直りが思うようでないので、実は計算上のこととは言いながらこの差が出たという、二つながらの理由なのか。本当は増税すべきであったんだけど、客観情勢が許されなかったということなのか。その辺の判断は一体どうなんでしょう。

○政府委員（大倉眞隆君）　これは人によって見方が違うのかもしれませんけれども、私としてはおっしゃった両方の両因がかみ合っておると思います。両方ともかみ合っておると思います。

○栗林卓司君　両方ともかみ合っているということになりますと、実は今年度の問題もそうだし、来年度の議論も引き続いてそうなんでしょうけれども、三兆円を超える大きな落ち込みがいつどんなぐあいにして回復をしていくんだろうかということは、三兆という額になりますと、相当の見通しを立てないと、実は五十三年度税制の議論すらできないし、いわんや五十二年度これからどうしていこうかという議論も本当はできない。したがって、その見通しをある程度おぼろげながらにでも立てておかないといけないと思うんですが、いま両方入っているとおっしゃったもんですから伺うんですが、どのぐらい入っているんですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　計量的に申し上げることは私も自信がございませんけれども、昨年お出しした財政収支試算ベースでの一五というGNP成長でありせば、もう少し自然増収が大きくなり、かつ弾性値も大きい姿であったかもしれない。その要因が一つございます。

もう一つは、一五でない、しかも一三・七というよりもむしろ実質の六・七を何とか確保するためには、大きな増税をやれない年であった。つまり逆に申しますと、もっと予測される成長率が高いという姿に五十二年度がなっていれば、それなりの自然増収もあったであろうし、いま御提案している以上の負担の増加もお願いできたかもしれない。両方の要因がかみ合ってここにあるような格差が出てきた。私としてはそのように考えております。

○栗林卓司君　くどいようですが、いま一五％という名目成長率を基礎にして計算したんだけど、五十二年度は一三・七であるという話よくわかるんですが、一五と一三・七の比較の前に、大幅な弾性値の落ち込みでいまひっくり返ちやったわけですから、そうすると、同じ一三・七であったとしても、相当の急カーブで税収が回復してくる、その時点をとらえてみると弾性値が異常に高くなるという意味の回復をひとつ私は申し上げたんだけど、その部分についてはどうお考えになりますか。

○政府委員（大倉眞隆君）　それは栗林委員がよく御承知のように、五十一年度から五十二年度に移っていく勢いの問題が一つあろうかと思います。それが五十二年度における弾性値をある程度規定しているのかもしれません。五十一年度が後ろに行くほどいわば少しずつ傾斜が上がっていく姿で五十二年度に移っていくという状況でございますれば、恐らく弾性値は、現在結果的に計算されているものよりも相当高いものになって出てくるのかもしれません。それらすべてを含めまして、やはり予想されたような五十一対五十二の勢いでなるということが税収面で非常にデリケートに作用しているんではなかろうか。と申しますのは、租税だけで計算いたしまして弾性値がたしか一・二七になっておったと思います。それで専売益金を含めますと一・二になってしまっておりますから、過去の平均よりもむしろ低い、結果的に、というような姿でございまして、それは一つのかなりの要素であるかもしれません。

○栗林卓司君　いまの御説明は、その弾性値がなかなか急速に上がるということはにわかに予測しがたいという御説明だと受け取ってよろしいのですか。

○政府委員（大倉眞隆君）　今後平均的にそうであるという意味で申し上げたのではなくて、五十一と五十二を比べた場合に、やはりそういう要素はかなり大きいのではないかという意味でございます。

○栗林卓司君　じゃ、ひとつ五十三年を、たまたま途中で恐縮ですけれども、数字があるものですからお尋ねをするわけですけれども、それも途中の数字だから、なかなか確かなものではないというお答えで結構なんですが、フロットはフロットであるわけですから、そこでことし出された財政収支試算を拝見しますと、五十五年に赤字公債ゼロということを考えていくためには、五十三年度は対前年比税収が二七・四％ふえないと勘定が合わないように数字が入っているわけですけれども、このときにどういう成長率をおとりになったか知りません。ただ、五十年代前期経済計画が言うように、おおむねならして一三％強ということで考えてまいりますと、二七・四％の税収の伸びというのは、目見当で考えますと、二兆円ぐらいの増税をしないと間に合わないぐらいの異常な税収の伸びを書かれているわけですけれども、そこで、将来ともこんなかっこうのものをお考えになっているのか。二兆円みたいなかっこうが出るかもしらぬけれども、相当部分は前の異常値の修正というかっこうでならされていくんだということなのか。ことしにつながった議論としてすぐ出てくるわけですから、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員（大倉眞隆君）　今回は、昨年と違う意味で二つのケースをお出ししてございまして、ケースAの方は、いわば昨年と同じタイプでのGNP連動でございますから、ただいまおっしゃった二七・四に対応しますときには、一五％が土台に入っているという姿でございます。

それから、ケースBの方は、昨年タイプの一五、一二、一二というのではなくて、今後も平均的に輪切りにしてフロットしていくというものでございまして、ケースBの方でございますと、所要税収伸び率は二二・七でございます。

で、いずれの場合も、GNP弾性値としては同じものを使った結果になりまして、所要弾性値は一・八三ということになります。これが五十二対五十三の経済の勢いが一・八三という弾性値を生むような勢いになるかというのはこれからの問題ではございますけれども、過去の経験で申しますと、一・八という弾性値は十年間に一遍しかございませんので、やはり諸般の情勢が許すならば、何らかの増税をお願いしないと、なかなかここで輪切りにしてみた五十三年度のような姿にはならない。むしろ何もしないでもこうなるであろうというのは余りに楽観的に過ぎている。ちょっとそういう見通しを持って事に当たるということは適当でないと申し上げるのが本当だろうと思います。

○栗林卓司君　数字の話ばっかりで恐縮ですけれども、この一・八三という、十年に一遍あるかないかというような数字を、結果論ではじいてみればそうなるということなんでしょうけれども、本当にそれが期待できるかどうかは相当重要なポイントじゃないかと思うんですが、もう少しかみ砕いて、ではお尋ねしますと、大蔵省が税額の見積もりをやる場合には、計算方法とすると、生産指数と物価指数と所得率をそれぞれ掛け合わせながら指数をはじいておいでのようであります。

で、生産指数ということになりますと、御案内の需要の減退でありますから、それは国内にとどまらないで、海外も含めて需要が減退しているから輸出がこれだけの騒ぎになるわけでありまして、これはなかなか早期の回復はむずかしい。その最大の理由は、原油の値上がりを中心にしたオイルショックだったかもしれない。

では、物価指数はどうかと言いますと、なるほど物価が上がれば税収はふえる理屈でありますけれども、これは政策としてそういう政策はとれない。所得率はどうかと言いますと、これはいわば原因ではなくて結果の数字だと思います。

そう見てまいりますと、いま一・八幾つという数字を挙げながらの御説明でありますけれども、本当は、その数字を当てにしたのではわれわれは判断を間違うのじゃないか。もうそろそろ五十年度の大幅の落ち込みというのは、実は構造的なものである、あれはもう二度と返らないことを考えながら、これからの財政の組み立て方をどうしていくかを考えないと、にっちもさっちもいかないところにいくというのが本当ではなかろうかという気がしてならないのですけれども、いま申し上げた、生産指数に物価指数、所得率を掛けながらの御計算でありますけれども、一番のポイントは、何と言っても生産指数、需要の落ち込みだと思うのです。それが十年に一度あるかなしかみたいな弾性値が期待できるほど生産が上がるのだろうか。

時間がありませんから、絡めて経済企画庁に一つだけお尋ねをしておきますけれども、そういう中で、では足りざる分は、よってもって増税であると、こうなった場合に、簡単にはじいてみても二兆ぐらいの――弾性値が変わらないとすればですよ。二兆ぐらいの増税をしなければいかぬ。半分満足されても一兆円増税だということが、果たしてデフレ効果の心配をしないで政策に乗り得るのだろうか。

その一点ずつだけお尋ねして、時間がありませんから、きょうは打ち切ります。

○政府委員（大倉眞隆君）　前半につきましては私の方でお答えいたしたいと思いますが、一・八三と申しますのは、私が先ほど所要弾性値と申し上げましたように、期待されるものではなくて、これだけないとこうならないというものでございまして、したがって、仮に弾性値が一・四であるとして計算をいたしますれば、ケースAの場合には差額は一兆二千百億円、一・三であればもっと差額はふえる、そういう性質の数字でございます。したがって、五十三年度に一体弾性値がどれくらいになるか、それはすべてこれからの勝負でございますけれども、政府が見通しとして期待しておりますような六・七の実質成長率というものが、年度を通じてどのようなプロセスで出てくるか、それが五十三年度に向かってどうやってつながれていくか、それによってかなり大きな幅で揺れるものであると、こう思います。

それから私どもなりに、五十五年度までのプロセスにおきましては、マクロ的には対国民所得比二・〇％一般会計ベース、一・〇％地方財政ベース、合わせまして、国全体で三・〇％負担の増が起こるということを組み入れました上でマクロ計算をして、成長率も物価もはじかれておると思いますので、その意味では、これだけの所要の増収額が計画に新たなるデフレ圧力を加えるという性格のものではないように理解いたしておりますが、その点は企画庁の方からお答えいたしたいと思います。

○政府委員（柳井昭司君）　デフレ効果の問題につきましては、この計画期間内におきまして、三％国民所得対比で租税負担率を上昇するということになるわけでございますが、計画におきましては、そういうことを見込みました上で、たとえば計画五十五年度の期間内におきまして、消費支出が五カ二分の一、あるいは民間住宅投資が八％弱、あるいは民間企業設備投資が七％程度出る。こういうふうなことで、いずれにいたしましても、実質的な経済成長率につきましては、この計画期間内にまあ六％強程度の成長ができるというふうに考えておるわけでございまして、したがいまして、増税ということによるデフレ効果というものは一般的に考えられるわけでございますけれども、この計画期間内まあ六％程度の成長というものは期待できるのではないか、こういうふうに見込んでおるわけでございます。

○委員長（安田隆明君）　三法案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税減税の実施等に関する請願（第七六六号）（第七六七号）（第七六八号）（第七六九号）（第七七〇号）（第七七一号）（第七七二号）（第七七三号）（第七七四号）（第七七五号）（第八〇一号）（第八〇二号）（第八〇三号）（第八〇四号）（第八〇五号）（第八〇六号）（第八〇七号）（第八〇八号）（第八〇九号）（第八一〇号）（第八二二号）（第八二三号）（第八二四号）（第八二五号）（第八二六号）（第八二七号）（第八二八号）（第八二九号）（第八三〇号）（第八三一号）（第八三二号）（第八三三号）（第八三四号）（第八三五号）（第八三六号）（第八三七号）（第八三八号）（第八三九号）（第八四〇号）（第八四一号）（第九二二号）（第九二三号）（第九二四号）（第九二五号）（第九二六号）（第九二七号）（第九二八号）（第九二九号）（第九三〇号）（第九三一号）（第九九九号）（第一〇〇号）（第一〇〇一号）（第一〇〇二号）（第一〇〇三号）（第一〇〇四号）（第一〇〇五号）（第一〇〇六号）（第一〇〇七号）（第一〇〇八号）（第一〇〇九号）（第一〇〇一〇号）（第一〇〇一一号）（第一〇〇一二号）（第一〇〇一三号）（第一〇〇一四号）（第一〇〇一五号）（第一〇〇一六号）（第一〇〇一七号）（第一〇〇一八号）（第一〇〇一九号）（第一〇〇二〇号）（第一〇〇二一号）（第一〇〇二二号）（第一〇〇二三号）（第一〇〇二四号）（第一〇〇二五号）（第一〇〇二六号）（第一〇〇二七号）（第一〇〇二八号）（第一〇〇二九号）（第一〇〇三〇号）（第一〇〇三一号）（第一〇〇三二号）（第一〇〇三三号）（第一〇〇三四号）（第一〇〇三五号）（第一〇〇三六号）（第一〇〇三七号）（第一〇〇三八号）（第一〇〇三九号）（第一〇〇四〇号）（第一〇〇四一号）

一、一兆円所得税減税に関する請願（第九四三号）（第九四四号）（第九四五号）（第九四六号）（第九四七号）（第九四八号）（第九四九号）（第九五〇号）（第九五一号）（第九五二号）（第九六一号）（第九六八号）（第九六九号）（第九七〇号）（第九七一号）（第九七二号）（第九七三号）（第九七四号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七号）（第一〇一九号）（第一〇六二号）（第一〇七〇号）

一、基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願（第九五六号）（第一〇二一号）

一、教育大農場跡地早期払下げに関する請願（第一〇七一号）

第七六六号　昭和五十二年二月二十五日受理

所得税減税の実施等に関する請願

請願者　新潟県新井市関川町九ノ四　加藤玲子外九名

紹介議員　竹田　四郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七六七号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府高槻市幸町二ノ八　古川美恵子外九名
紹介議員　対馬　孝且君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七六八号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府長岡京市神足片泓一九ノ六　一　山口栄一外七名
紹介議員　辻　一彦君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七六九号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　長崎県南高来郡吾妻町大熊二　笠原美須代外九名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七〇号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　兵庫県尼崎市常吉字阪草一六ノ一　七　佐野光義外九名
紹介議員　寺田　熊雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七一号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府宇治市伊勢田町砂田六ノ二　三七　山本良晴外九名
紹介議員　田　英夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七二号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府三島郡島本町広瀬二ノ一ノ　二五　田中茂良外九名
紹介議員　戸叶　武君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七三号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府長岡京市勝竜寺開本一三ノ　九　山本昌枝外九名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七四号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪市大淀区中津本通一ノ二　藤井司外九名
紹介議員　中村　英男君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七七五号　昭和五十二年二月二十五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　滋賀県大津市浜大津三ノ一ノ一〇　中村太郎外九名
紹介議員　野口　忠夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇一号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市下京区不明門通七条下ル塩小路町一　森川美代子外九名
紹介議員　野田　哲君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇二号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府高槻市安岡寺町四ノ四一ノ　七　加納栄裕外九名
紹介議員　野々山一三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇三号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市右京区樫原江ノ本町一二ノ　一〇　杉村光照外九名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇四号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府高槻市幸町二ノ八　広瀬勲外九名
紹介議員　秦　豊君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇五号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　新潟県上越市鴨島七五一ノ五　今井美枝外九名
紹介議員　浜本　万三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇六号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪市東淀川区淡路本町二ノ三八　二　野網信市外九名
紹介議員　福間　知之君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇七号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市左京区松ケ崎小竹藪町三〇ノ二〇　沢和樹外九名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇八号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　新潟県新井市大字十日市三九八ノ　一　長谷川ヤエ外九名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八〇九号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市下京区上ノ町一ノ一〇　西山進外九名
紹介議員　松永　忠二君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八一〇号　昭和五十二年二月二十六日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府高槻市氷室町一ノ二五ノ六　和泉輝夫外九名
紹介議員　松本　英一君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三一号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府宇治市広野町東裏六六　石河エイ外九名
紹介議員　村田　秀三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三三号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市伏見区両替町一ノ四〇三

永井伊三男外九名
紹介議員　目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三四号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市伏見区両替町一ノ四〇六　杉山政信外九名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三五号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市右京区西京極南大入町五五　藤橋知史外九名
紹介議員　森下　昭司君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三六号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　滋賀県草津市上笠町五〇四　中村憲雄外九名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三七号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府高槻市野田三ノ一六ノ五　北村弘義外九名
紹介議員　矢田部　理君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三八号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市東山区山科音羽千本町一八ノ三　浅野実外九名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八三九号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府吹田市清和園町五　松本篤外九名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八四〇号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府高槻市富田町一ノ三ノ一一　高科為人外九名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第八四一号　昭和五十二年二月二十八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市南区吉祥院観音堂南町二　速水詮外九名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二二号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　滋賀県栗太郡栗東町北中小路五九ノ一　市川三十二外九名
紹介議員　阿具根　登君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二三号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　滋賀県神崎郡能登川町大字種一、六八〇ノ一三　笹山正治外九名
紹介議員　青木　薪次君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二四号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都府長岡京市神足字西片泓五ノ七〇　小林藤夫外九名
紹介議員　赤桐　操君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二五号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市伏見区京町二ノ二〇六　福島義晴外九名
紹介議員　茜ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二六号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　川崎市高津区二子六二四　安原ソヨ子外九名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二七号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都府長岡京市勝竜寺西池田三七　堀上荘内　中村春美外九名
紹介議員　案納　勝君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二八号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都府亀岡市宮前町神前タカギ花二〇　森良三外九名
紹介議員　上田　哲君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九二九号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市右京区桂巽町五六　森口喜美子外九名
紹介議員　小野　明君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九三〇号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府高槻市津之江町三ノ五〇ノ二　森脇凉子外九名
紹介議員　大塚　喬君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九三一号　昭和五十二年三月一日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　京都市下京区仏光寺大宮西入坊門町八二五　水口英夫外九名
紹介議員　加瀬　完君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九九九号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　兵庫県尼崎市西字本田五五　安西恵美子外九名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇〇号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪市平野区長吉長原東二ノ四ノ一九ノ一〇八　池田陽子外九名
紹介議員　片岡　勝治君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇一号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市筒井町六八一ノ一　杉浦典之外九名
紹介議員　片山　甚市君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇二号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市幸町三ノ一八
岩田恵美子外九名
紹介議員　川村　清一君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇三号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市幸町三ノ一八
奥野伸枝外九名
紹介議員　神沢　浄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇四号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市幸町二ノ七三
鶴田忠男外九名
紹介議員　久保　亘君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇五号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市幸町二ノ九〇
松井満外九名
紹介議員　工藤　良平君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇六号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市日ノ出町三ノ二
森川武外九名
紹介議員　栗原　俊夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇七号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和高田市幸町三ノ一八
堀田武美外九名
紹介議員　小谷　守君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇〇八号　昭和五十二年三月二日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県天理市豊井町一二一　平尾良雄外九名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三二号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市矢田町五、八三八　平尾昌稔外九名
紹介議員　小山　一平君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三三号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市美濃庄町四九二
浅尾秀夫外九名
紹介議員　佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三四号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県北葛城郡王寺町東町四ノ九ノ二〇　宮崎孝明外九名
紹介議員　沢田　政治君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三五号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良市大安寺町一、二二二ノ四
上村進外九名
紹介議員　志苫　裕君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三六号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市美濃庄町四九二
三笠寮内　佐久間英明外九名
紹介議員　杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三七号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪市住吉区南住吉町四ノ四八
小原一郎外九名
紹介議員　鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三八号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県磯城郡田原本町一六四　広田寿一外九名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇三九号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市美濃庄町四九二
大和寮内　細川公男外九名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇四〇号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良市古市町八ノ一、三六三ノ三
樽谷佳男外九名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一〇四一号　昭和五十二年三月三日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　奈良県大和郡山市矢田町四、八四二　板東利明外九名
紹介議員　竹田　現照君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第九四三号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県市川市中山三ノ一〇ノ一五
伊佐博外九名
紹介議員　阿具根　登君
一、インフレによる実質増税を防止するため、一兆円の所得税減税を実施し、その方式は低所得層に効果の大きい「もどし税方式」を採用すること。
二、前項の減税対象とならない少額納税者及び非納税者などについては、負(マイナス)の所得税的な効果をもつ一定額の社会保険料の振替あるいは現金還付などの措置をとること。

第九四四号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市村上三、四〇〇
上村ナミ外九名
紹介議員　青木　薪次君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四五号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都目黒区大橋二ノ五ノ四　柏木喜一外九名
紹介議員　赤桐　操君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四六号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県習志野市大久保一ノ八ノ八

今井克利外九名
紹介議員　茜ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四七号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市上高野一、二九一ノ一二八　池田昇外九名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四八号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市米本一、三五九ノ四ノ一五ノ五一六　高橋光一外九名
紹介議員　案納　勝君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四九号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市村上二、六六二ノ五〇　渡辺幸子外九名
紹介議員　上田　哲君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五〇号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県市川市曽谷一ノ五ノ三　石井武雄外九名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五一号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市八千代台東六ノ二一ノ二　立野政男外九名
紹介議員　大塚　喬君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五二号　昭和五十二年三月一日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区小松川二ノ一〇〇　村上クミ子外九名
紹介議員　加瀬　完君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九六一号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　名古屋市北区志賀町二ノ五九　寺本正外五千五十八名
紹介議員　二宮　文造君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九六八号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市上高野一、三〇〇ノ五三　川村英外九名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九六九号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県鎌ケ谷市初富六一八　小倉光男外九名
紹介議員　片岡　勝治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七〇号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区西小岩三ノ三五ノ六　石井秀雄外九名
紹介議員　川村　清一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七一号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区西小岩三ノ三五ノ六　石井昭一外九名
紹介議員　片山　甚市君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七二号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市米本一、三五九ノ四ノ一五ノ五六六　高橋登美江外九名
紹介議員　神沢　浄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七三号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区小松川一ノ一〇四　梅津孝子外九名
紹介議員　久保　亘君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七四号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区中央二ノ一七ノ二二　長谷川勝久外九名
紹介議員　工藤　良平君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七五号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　埼玉県川口市並木四ノ一ノ二　斎藤由美子外九名
紹介議員　栗原　俊夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七六号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市大和田三五九ノ三　加瀬徳子外九名
紹介議員　小谷　守君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九七七号　昭和五十二年三月二日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県佐倉市上志津原一四三ノ九　佐藤恒文外九名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一九号　昭和五十二年三月三日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　三重県久居市東鷹跡町一八五　高村勝義外五千名
紹介議員　黒柳　明君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇六二号　昭和五十二年三月三日受理
一兆円所得税減税に関する請願

請　願　者　岐阜県郡上郡八幡町初音九七五
細野一成外三千二百八十名

紹介議員　中尾　辰義君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇七〇号　昭和五十二年三月三日受理
一兆円所得税減税に関する請願

請　願　者　愛知県春日井市西本町一ノ一四ノ八　山口優外四千七百九十九名

紹介議員　三木　忠雄君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五六号　昭和五十二年三月二日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請　願　者　東京都東大和市奈良橋一、三一〇ノ二四　古滝直衛

紹介議員　市川　房枝君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一〇二一号　昭和五十二年三月三日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請　願　者　東京都東大和市清水一、二一二南一一ノ二　田中敬代

紹介議員　黒柳　明君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一〇七一号　昭和五十二年三月三日受理
教育大農場跡地早期払下げに関する請願

請　願　者　東京都保谷市柳沢五ノ一五ノ一六
村上久子外一万六千九百十七名

紹介議員　和田　静夫君

義務教育下にある中学生が良い環境で、より良い教育を受けることができるように、保谷市第五中学校(仮称)建設用地として、東京都保谷市東町一丁目一八五ノ一、一七八ノ一の国有地である教育大農場跡地の一部を一日も早く保谷市に払い下げられたい。

理由

保谷市には現在、柳沢、青嵐、保谷、ひばりが丘の四中学校があるが、人口の増加に伴い、生徒数は年々増加の一途をたどっている。特にひばりが丘中学校は、現在北多摩一番のマンモス校で、生徒数は千二百八十九名、三十学級に及び、教室不足のためトイレの設備もない別棟の木造校舎に三学級を収容している状態であるが、五十二年度にはなお、二学級の生徒増が確定している。しかし、これ以上生徒を収容する教室はもちろんなく、現在でも体育館、校庭、プール、特別教室の使用、又クラブ活動などにおいても大幅な制限を生徒に行わざるを得ない状態で、義務教育最後の段階である中学校の教育指導上誠に憂慮すべき実情である。又、市内の小学校の生徒数から推定して、五十二年度以降もひばりが丘中学校はもとより、隣接の保谷中、青嵐中も生徒数が漸増することは明白である。保谷市においても新しい中学校建設のため、その用地取得に全力を挙げているが、市内には中学校建設に見合う用地はどうしても探し得ないのが現状である。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案
一、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「四十六万円」を「五十二万円」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　老人控除対象配偶者　控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

第二条第一項第三十四号中「前号」を「第三十三号」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「二十万円」を「二十三万円」に、「二十八万円」を「三十一万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「二十万円」を「二十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十六万円」を「二十九万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十五万円)」に改める。

第八十四条第一項中「各扶養親族につき、二十六万円」を「その扶養親族一人につき二十九万円(その者が老人扶養親族である場合には、三十五万円)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八十五条第三項中「控除対象配偶者」を「老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第八十六条第一項中「二十六万円」を「二十九万円」に改める。

第九十六条第四号中「こえる」を「超える」に、「配偶者控除の額に相当する金額」を「その者が控除対象配偶者に該当するものとした場合における配偶者控除の額に相当する金額(その者が障害者である場合には、その者に係る障害者控除の額に相当する金額を加算した金額。ロにおいて同じに。)」、「第八十四条第一項(扶養控除)の規定による」を「その者が扶養親族に該当するものとした場合における」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「第百九十四条第一項第五号」を「第百九十四条第一項第六号」に改める。

第百九十四条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「控除対象配偶者及び」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

第百九十五条第三項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
67,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
67,000	68,000	170	0	0	0	0	0	0	0	5,500
68,000	69,000	270	0	0	0	0	0	0	0	5,600
69,000	70,000	370	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	470	0	0	0	0	0	0	0	5,700
71,000	72,000	570	0	0	0	0	0	0	0	5,800
72,000	73,000	670	0	0	0	0	0	0	0	5,800
73,000	74,000	770	0	0	0	0	0	0	0	5,900
74,000	75,000	870	0	0	0	0	0	0	0	6,000
75,000	76,000	970	0	0	0	0	0	0	0	6,000
76,000	77,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	6,100
77,000	78,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	6,200
78,000	79,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,200
79,000	80,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	6,300
80,000	81,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	82,000	1,570	0	0	0	0	0	0	0	6,400
82,000	83,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	1,770	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	1,870	0	0	0	0	0	0	0	6,600
85,000	86,000	1,970	0	0	0	0	0	0	0	6,700
86,000	87,000	2,070	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,170	0	0	0	0	0	0	0	6,800
88,000	89,000	2,270	0	0	0	0	0	0	0	6,900
89,000	90,000	2,370	0	0	0	0	0	0	0	7,100
90,000	91,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,200
91,000	92,000	2,570	150	0	0	0	0	0	0	7,400
92,000	93,000	2,670	250	0	0	0	0	0	0	7,500
93,000	94,000	2,770	350	0	0	0	0	0	0	7,600
94,000	95,000	2,870	450	0	0	0	0	0	0	7,800
95,000	96,000	2,970	550	0	0	0	0	0	0	7,900
96,000	97,000	3,070	650	0	0	0	0	0	0	8,100
97,000	98,000	3,170	750	0	0	0	0	0	0	8,200
98,000	99,000	3,270	850	0	0	0	0	0	0	8,400
99,000	101,000	3,420	1,000	0	0	0	0	0	0	8,500
101,000	103,000	3,620	1,200	0	0	0	0	0	0	9,300
103,000	105,000	3,820	1,400	0	0	0	0	0	0	9,600
105,000	107,000	3,940	1,530	0	0	0	0	0	0	9,900
107,000	109,000	4,060	1,650	0	0	0	0	0	0	10,300
109,000	111,000	4,180	1,770	0	0	0	0	0	0	10,700
111,000	113,000	4,300	1,890	0	0	0	0	0	0	11,100
113,000	115,000	4,420	2,010	0	0	0	0	0	0	11,500
115,000	117,000	4,540	2,130	0	0	0	0	0	0	11,800
117,000	119,000	4,660	2,250	0	0	0	0	0	0	12,200
119,000	121,000	4,780	2,370	0	0	0	0	0	0	12,600
121,000	123,000	4,900	2,490	0	0	0	0	0	0	13,000
123,000	125,000	5,030	2,610	190	0	0	0	0	0	13,400

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
125,000	127,000	5,180	2,740	320	0	0	0	0	0	13,800
127,000	129,000	5,350	2,880	460	0	0	0	0	0	14,200
129,000	131,000	5,520	3,020	600	0	0	0	0	0	14,600
131,000	133,000	5,690	3,160	740	0	0	0	0	0	14,900
133,000	135,000	5,860	3,300	880	0	0	0	0	0	15,400
135,000	137,000	6,020	3,440	1,020	0	0	0	0	0	15,800
137,000	139,000	6,190	3,580	1,160	0	0	0	0	0	16,200
139,000	141,000	6,360	3,720	1,300	0	0	0	0	0	16,600
141,000	143,000	6,530	3,860	1,440	0	0	0	0	0	17,100
143,000	145,000	6,700	4,000	1,580	0	0	0	0	0	17,500
145,000	147,000	6,860	4,140	1,720	0	0	0	0	0	17,900
147,000	149,000	7,030	4,280	1,860	0	0	0	0	0	18,300
149,000	151,000	7,200	4,420	2,000	0	0	0	0	0	18,800
151,000	153,000	7,370	4,560	2,140	0	0	0	0	0	18,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
153,000	155,000	7,540	4,700	2,280	0	0	0	0	0	
155,000	157,000	7,700	4,840	2,420	0	0	0	0	0	
157,000	159,000	7,870	4,980	2,560	140	0	0	0	0	
159,000	161,000	8,040	5,140	2,700	280	0	0	0	0	
161,000	163,000	8,210	5,310	2,840	420	0	0	0	0	
163,000	165,000	8,380	5,480	2,980	560	0	0	0	0	
165,000	167,000	8,540	5,640	3,120	700	0	0	0	0	
167,000	169,000	8,710	5,810	3,260	840	0	0	0	0	
169,000	171,000	8,880	5,980	3,400	980	0	0	0	0	
171,000	173,000	9,050	6,150	3,540	1,120	0	0	0	0	
173,000	175,000	9,220	6,320	3,680	1,260	0	0	0	0	
175,000	177,000	9,380	6,480	3,820	1,400	0	0	0	0	
177,000	179,000	9,550	6,650	3,960	1,540	0	0	0	0	
179,000	181,000	9,720	6,820	4,100	1,680	0	0	0	0	
181,000	183,000	9,890	6,990	4,240	1,820	0	0	0	0	
183,000	185,000	10,060	7,160	4,380	1,960	0	0	0	0	
185,000	187,000	10,220	7,320	4,520	2,100	0	0	0	0	
187,000	189,000	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	0	
189,000	191,000	10,560	7,660	4,800	2,380	0	0	0	0	
191,000	193,000	10,730	7,830	4,940	2,520	110	0	0	0	
193,000	195,000	10,900	8,000	5,100	2,660	250	0	0	0	
195,000	197,000	11,070	8,160	5,260	2,800	390	0	0	0	
197,000	199,000	11,270	8,330	5,430	2,940	530	0	0	0	
199,000	201,000	11,470	8,500	5,600	3,080	670	0	0	0	
201,000	203,000	11,660	8,670	5,770	3,220	810	0	0	0	
203,000	205,000	11,860	8,840	5,940	3,360	950	0	0	0	
205,000	207,000	12,050	9,000	6,100	3,500	1,090	0	0	0	
207,000	209,000	12,250	9,170	6,270	3,640	1,230	0	0	0	
209,000	211,000	12,450	9,340	6,440	3,780	1,370	0	0	0	
211,000	213,000	12,640	9,510	6,610	3,920	1,510	0	0	0	
213,000	215,000	12,840	9,680	6,780	4,060	1,650	0	0	0	
215,000	217,000	13,030	9,840	6,940	4,200	1,790	0	0	0	
217,000	219,000	13,230	10,010	7,110	4,340	1,930	0	0	0	
219,000	221,000	13,430	10,180	7,280	4,480	2,070	0	0	0	
221,000	224,000	13,670	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	
224,000	227,000	13,970	10,640	7,740	4,870	2,450	0	0	0	

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
227,000	230,000	14,260	10,890	7,990	5,090	2,660	240	0	0	
230,000	233,000	14,550	11,170	8,250	5,350	2,870	450	0	0	
233,000	236,000	14,850	11,460	8,500	5,600	3,080	660	0	0	
236,000	239,000	15,140	11,760	8,750	5,850	3,290	870	0	0	
239,000	242,000	15,440	12,050	9,000	6,100	3,500	1,080	0	0	
242,000	245,000	15,730	12,350	9,250	6,350	3,710	1,290	0	0	
245,000	248,000	16,020	12,640	9,510	6,610	3,920	1,500	0	0	
248,000	251,000	16,320	12,930	9,760	6,860	4,130	1,710	0	0	
251,000	254,000	16,650	13,260	10,040	7,140	4,370	1,950	0	0	
254,000	257,000	16,980	13,600	10,330	7,430	4,610	2,190	0	0	
257,000	260,000	17,320	13,940	10,620	7,720	4,850	2,430	0	0	
260,000	263,000	17,650	14,270	10,900	8,000	5,100	2,670	250	0	
263,000	266,000	17,990	14,610	11,220	8,290	5,390	2,910	490	0	
266,000	269,000	18,370	14,940	11,560	8,580	5,680	3,150	730	0	
269,000	272,000	18,760	15,280	11,900	8,870	5,970	3,390	970	0	
272,000	275,000	19,140	15,620	12,230	9,160	6,260	3,630	1,210	0	
275,000	278,000	19,530	15,950	12,570	9,440	6,540	3,870	1,450	0	
278,000	281,000	19,910	16,290	12,900	9,730	6,830	4,110	1,690	0	
281,000	284,000	20,290	16,620	13,240	10,020	7,120	4,350	1,930	0	
284,000	287,000	20,680	16,960	13,580	10,310	7,410	4,590	2,170	0	
287,000	290,000	21,060	17,300	13,910	10,600	7,700	4,830	2,410	0	
290,000	293,000	21,450	17,630	14,250	10,880	7,980	5,080	2,650	240	
293,000	296,000	21,830	17,970	14,580	11,200	8,270	5,370	2,890	480	
296,000	299,000	22,210	18,350	14,920	11,540	8,560	5,660	3,130	720	
299,000	302,000	22,600	18,730	15,260	11,870	8,850	5,950	3,370	960	
302,000	305,000	22,980	19,110	15,590	12,210	9,140	6,240	3,610	1,200	
305,000	308,000	23,370	19,500	15,930	12,540	9,420	6,520	3,850	1,440	
308,000	311,000	23,750	19,880	16,260	12,880	9,710	6,810	4,090	1,680	
311,000	314,000	24,130	20,270	16,600	13,220	10,000	7,100	4,330	1,920	
314,000	317,000	24,520	20,650	16,940	13,550	10,290	7,390	4,570	2,160	
317,000	320,000	24,900	21,030	17,270	13,890	10,580	7,680	4,810	2,400	
320,000	323,000	25,290	21,420	17,610	14,220	10,860	7,960	5,060	2,640	
323,000	326,000	25,670	21,800	17,940	14,560	11,180	8,250	5,350	2,880	
326,000	329,000	26,060	22,190	18,320	14,900	11,510	8,540	5,640	3,120	
329,000	332,000	26,490	22,570	18,700	15,230	11,850	8,830	5,930	3,360	
332,000	335,000	26,920	22,950	19,090	15,570	12,190	9,120	6,220	3,600	
335,000	338,000	27,360	23,340	19,470	15,900	12,520	9,400	6,500	3,840	
338,000	341,000	27,790	23,720	19,860	16,240	12,860	9,690	6,790	4,080	
341,000	344,000	28,220	24,110	20,240	16,580	13,190	9,980	7,080	4,320	
344,000	347,000	28,650	24,490	20,620	16,910	13,530	10,270	7,370	4,560	
347,000	350,000	29,080	24,870	21,010	17,250	13,870	10,560	7,660	4,800	
350,000	353,000	29,520	25,260	21,390	17,580	14,200	10,840	7,940	5,040	
353,000	356,000	29,950	25,640	21,780	17,920	14,540	11,150	8,230	5,330	
356,000	359,000	30,380	26,030	22,160	18,290	14,870	11,490	8,520	5,620	
359,000	362,000	30,810	26,460	22,540	18,680	15,210	11,830	8,810	5,910	
362,000	365,000	31,240	26,890	22,930	19,060	15,550	12,160	9,100	6,200	
365,000	368,000	31,680	27,330	23,310	19,450	15,880	12,500	9,380	6,480	
368,000	371,000	32,110	27,760	23,700	19,830	16,220	12,830	9,670	6,770	
371,000	374,000	32,540	28,190	24,080	20,210	16,550	13,170	9,960	7,060	
374,000	377,000	32,970	28,620	24,460	20,600	16,890	13,510	10,250	7,350	

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640	
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920	
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210	
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500	
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790	
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080	
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360	
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650	
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940	
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230	
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520	
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800	
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110	
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440	
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780	
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110	
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450	
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790	
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120	
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460	
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790	
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130	
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470	
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800	
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140	
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470	
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810	
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150	
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480	
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820	
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150	
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490	
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830	
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190	
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570	
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950	
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340	
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720	
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110	
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490	
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870	
500,000円		53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070	176,300円
500,000円を超え590,000円に満たない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								176,300円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額

（五）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶養親族等の数								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上　未満	税額								税額
590,000円	円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000円を超え680,000円に満たない金額	590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円	円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000円を超え770,000円に満たない金額	680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円	円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670	
770,000円を超え860,000円に満たない金額	770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
860,000円	円 148,200	円 142,970	円 137,900	円 132,820	円 128,000	円 123,650	円 119,430	円 115,570	
860,000円を超え1,050,000円に満たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円	円 214,700	円 209,470	円 204,400	円 199,320	円 194,500	円 190,150	円 185,930	円 182,070	
1,050,000円を超え1,230,000円に満たない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,230,000円	円 283,100	円 277,870	円 272,800	円 267,720	円 262,900	円 258,550	円 254,330	円 250,470	円 614,300
1,230,000円を超え1,510,000円に満たない金額	1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								614,300円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額
1,510,000円	円 400,700	円 395,470	円 390,400	円 385,320	円 380,500	円 376,150	円 371,930	円 368,070	
1,510,000円を超え1,980,000円に満たない金額	1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								
1,980,000円	円 612,200	円 606,970	円 601,900	円 596,820	円 592,000	円 587,650	円 583,430	円 579,570	
1,980,000円を超え2,900,000円に満たない金額	1,980,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,980,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額								

（六）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
2,900,000円		円 1,072,200	円 1,066,970	円 1,061,900	円 1,056,820	円 1,052,000	円 1,047,650	円 1,043,430	円 1,039,570	
2,900,000円を超え3,830,000円に満たない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,830,000円		円 1,583,700	円 1,578,470	円 1,573,400	円 1,568,320	円 1,563,500	円 1,559,150	円 1,554,930	円 1,551,070	
3,830,000円を超える金額		3,830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,830,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額	0
2,200	2,250	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,450	2,500	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,600	2,650	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,750	2,800	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,900	2,950	75	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	80	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,000	3,050	85	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,050	3,100	90	5	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	95	10	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	100	15	0	0	0	0	0	0	260	0
3,200	3,250	105	20	0	0	0	0	0	0	270	0
3,250	3,300	110	25	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	115	35	0	0	0	0	0	0	280	0
3,400	3,500	125	45	0	0	0	0	0	0	320	0
3,500	3,600	130	50	0	0	0	0	0	0	330	0
3,600	3,700	140	55	0	0	0	0	0	0	350	0
3,700	3,800	145	65	0	0	0	0	0	0	370	0
3,800	3,900	150	70	0	0	0	0	0	0	390	0
3,900	4,000	155	75	0	0	0	0	0	0	410	0
4,000	4,100	160	80	0	0	0	0	0	0	430	0
4,100	4,200	170	85	5	0	0	0	0	0	450	0
4,200	4,300	175	95	15	0	0	0	0	0	470	0
4,300	4,400	185	100	20	0	0	0	0	0	490	0
4,400	4,500	195	110	30	0	0	0	0	0	500	0
4,500	4,600	200	115	35	0	0	0	0	0	530	0
4,600	4,700	210	120	40	0	0	0	0	0	550	0
4,700	4,800	220	130	50	0	0	0	0	0	570	0
4,800	4,900	225	135	55	0	0	0	0	0	590	0
4,900	5,000	235	145	65	0	0	0	0	0	610	0
5,000	5,100	245	150	70	0	0	0	0	0	630	0
5,100	5,200	250	155	75	0	0	0	0	0	630円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算	0
5,200	5,300	260	165	85	5	0	0	0	0		0
5,300	5,400	270	170	90	10	0	0	0	0		0
5,400	5,500	275	180	100	15	0	0	0	0		0
5,500	5,600	285	190	105	25	0	0	0	0		0

（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円
5,600	5,700	295	195	110	30	0	0	0	0		0
5,700	5,800	300	205	120	40	0	0	0	0		0
5,800	5,900	310	215	125	45	0	0	0	0		0
5,900	6,000	320	220	135	50	0	0	0	0		0
6,000	6,100	325	230	140	60	0	0	0	0		0
6,100	6,200	335	240	145	65	0	0	0	0		0
6,200	6,300	345	245	155	75	0	0	0	0		0
6,300	6,400	350	255	160	80	0	0	0	0		0
6,400	6,500	360	265	165	85	5	0	0	0		0
6,500	6,600	370	270	175	95	15	0	0	0		0
6,600	6,700	380	280	185	100	20	0	0	0		0
6,700	6,800	390	290	190	110	25	0	0	0		0
6,800	6,900	400	295	200	115	35	0	0	0		0
6,900	7,000	410	305	210	120	40	0	0	0		0
7,000	7,100	420	315	220	130	50	0	0	0		0
7,100	7,200	430	325	225	135	55	0	0	0		0
7,200	7,300	440	330	235	145	60	0	0	0		7
7,300	7,400	450	340	245	150	70	0	0	0		14
7,400	7,500	460	350	250	155	75	0	0	0		21
7,500	7,600	470	355	260	165	85	5	0	0		28
7,600	7,700	480	365	270	170	90	10	0	0		35
7,700	7,800	490	375	275	180	95	15	0	0		42
7,800	7,900	500	385	285	190	105	25	0	0		49
7,900	8,000	505	395	295	195	110	30	0	0		56
8,000	8,100	515	405	300	205	120	40	0	0		63
8,100	8,200	525	415	310	215	125	45	0	0		70
8,200	8,300	535	425	320	220	130	50	0	0		77
8,300	8,400	545	435	325	230	140	60	0	0		84
8,400	8,500	560	445	335	240	150	65	0	0		91
8,500	8,600	570	455	345	250	155	75	0	0		98
8,600	8,700	580	470	355	260	165	85	0	0		105
8,700	8,800	590	480	365	270	170	90	10	0		112
8,800	8,900	605	490	375	280	180	100	20	0		119
8,900	9,000	615	500	390	290	190	105	25	0		126
9,000	9,100	630	510	400	295	200	115	35	0		133
9,100	9,200	640	525	410	305	210	125	40	0		140
9,200	9,300	655	535	420	315	220	130	50	0		147
9,300	9,400	665	545	435	325	230	140	60	0		154
9,400	9,500	680	555	445	335	240	145	65	0		161
9,500	9,600	695	570	455	345	250	155	75	0		168
9,600	9,700	705	580	465	355	260	165	80	0		175
9,700	9,800	720	590	480	365	270	170	90	10		182
9,800	9,900	730	600	490	375	280	180	100	20		189
9,900	10,000	745	615	500	390	285	190	105	25		196
10,000	10,100	755	630	510	400	295	200	115	35		203
10,100	10,200	770	640	525	410	305	210	120	40		210
10,200	10,300	785	655	535	420	315	220	130	50		217
10,300	10,400	795	665	545	430	325	230	140	60		224
10,400	10,500	810	680	555	445	335	240	145	65		232
10,500	10,600	820	690	570	455	345	250	155	75		241

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155		326
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420		600
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505		689
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520		701
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745

（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
15,600	15,700	1,615	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575		757
15,700	15,800	1,630	1,460	1,290	1,130	985	840	715	585		768
15,800	15,900	1,645	1,475	1,310	1,145	1,000	855	725	595		779
15,900	16,000	1,665	1,495	1,325	1,155	1,010	865	740	610		790
16,000	16,100	1,680	1,510	1,340	1,170	1,025	880	750	620		801
16,100	16,200	1,695	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635		813
16,200	16,300	1,715	1,545	1,375	1,205	1,055	910	775	650		824
16,300	16,400	1,730	1,560	1,390	1,225	1,070	925	790	660		837
16,400	16,500	1,745	1,580	1,410	1,240	1,085	940	800	675		850
16,500	16,600	1,765	1,595	1,425	1,255	1,100	955	815	685		862
16,600	16,700	1,785	1,610	1,440	1,275	1,115	970	830	700		875
16,700円		1,795	1,620	1,450	1,280	1,120	975	835	705	5,900円	888
16,700円を超え19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,900円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	888円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円 2,410	円 2,235	円 2,065	円 1,895	円 1,735	円 1,590	円 1,450	円 1,320		円 1,224
19,500円を超え22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,224円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円 3,160	円 2,985	円 2,815	円 2,645	円 2,485	円 2,340	円 2,200	円 2,070		円 1,644
22,500円を超え25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,644円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円 3,970	円 3,795	円 3,625	円 3,455	円 3,295	円 3,150	円 3,010	円 2,880		円 2,184
25,500円を超え28,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,184円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

（五）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上　未満	税額								税額	税額
28,500円	円 4,900	円 4,725	円 4,555	円 4,385	円 4,225	円 4,080	円 3,940	円 3,810		円 2,814
28,500円を超え35,000円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
35,000円	円 7,175	円 7,000	円 6,830	円 6,660	円 6,500	円 6,355	円 6,215	円 6,085		円 4,374
35,000円を超え41,000円に満たない金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									4,374円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
41,000円	円 9,455	円 9,280	円 9,110	円 8,940	円 8,780	円 8,635	円 8,495	円 8,365	円 20,480	円 5,994
41,000円を超え50,500円に満たない金額	41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	5,994円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額
50,500円	円 13,445	円 13,270	円 13,100	円 12,930	円 12,770	円 12,625	円 12,485	円 12,355		
50,500円を超え66,000円に満たない金額	50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
66,000円	円 20,420	円 20,245	円 20,075	円 19,905	円 19,745	円 19,600	円 19,460	円 19,330		
66,000円を超え96,500円に満たない金額	66,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち66,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円	円 35,670	円 35,495	円 35,325	円 35,155	円 34,995	円 34,850	円 34,710	円 34,580		
96,500円を超え127,500円に満たない金額	96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

（六）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
127,500円		52,720円	52,545円	52,375円	52,205円	52,045円	51,900円	51,760円	51,630円		
127,500円を超える金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

(一)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
146千円未満		173千円未満		196千円未満		219千円未満			
146	161	173	188	196	213	219	238		
161	179	188	206	213	232	238	258		
179	204	206	223	232	251	258	279		
204	252	223	278	251	304	279	330		
252	318	278	343	304	364	330	381	152千円未満	
318	370	343	387	364	405	381	422		
370	409	387	425	405	443	422	462		
409	448	425	466	443	485	462	505		
448	493	466	514	485	536	505	558		
493	550	514	573	536	595	558	616	152	241
550	601	573	624	595	648	616	671		
601	656	624	678	648	700	671	722		
656	704	678	725	700	747	722	769		
704	754	725	777	747	800	769	823		
754	819	777	841	800	863	823	885	241	351
819	916	841	939	863	962	885	985		
916	1,044	939	1,066	962	1,089	985	1,111		
1,044	1,203	1,066	1,224	1,089	1,246	1,111	1,268	351	466
1,203	1,452	1,224	1,476	1,246	1,500	1,268	1,524		
1,452	1,691	1,476	1,713	1,500	1,735	1,524	1,757	466	830
1,691	2,195	1,713	2,215	1,735	2,235	1,757	2,254		
2,195	2,988	2,215	3,011	2,235	3,034	2,254	3,057	830	1,109
2,988	4,528	3,011	4,550	3,034	4,571	3,057	4,592	1,109	1,669
4,528	6,203	4,550	6,224	4,571	6,246	4,592	6,268	1,669	2,243
6,203千円以上		6,224千円以上		6,246千円以上		6,268千円以上		2,243千円以上	

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、

規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、

者１人につき１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給

らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控

金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	49千円未満		67千円未満		93千円未満		120千円未満	
2	49	52	67	72	93	103	120	132
4	52	56	72	80	103	114	132	147
6	56	60	80	141	114	172	147	189
8	60	65	141	203	172	218	189	232
10	65	231	203	246	218	268	232	293
12	231	282	246	305	268	329	293	353
14	282	342	305	360	329	376	353	392
16	342	381	360	398	376	414	392	431
18	381	427	398	442	414	458	431	475
20	427	469	442	486	458	504	475	527
22	469	514	486	536	504	557	527	579
24	514	567	536	590	557	612	579	634
26	567	619	590	640	612	661	634	682
28	619	663	640	686	661	709	682	731
30	663	726	686	749	709	773	731	797
32	726	823	749	847	773	870	797	893
35	823	954	847	977	870	999	893	1,022
38	954	1,115	977	1,137	999	1,159	1,022	1,181
41	1,115	1,356	1,137	1,380	1,159	1,404	1,181	1,428
44	1,356	1,604	1,380	1,626	1,404	1,648	1,428	1,669
47	1,604	2,117	1,626	2,137	1,648	2,156	1,669	2,176
50	2,117	2,895	2,137	2,918	2,156	2,941	2,176	2,964
55	2,895	4,444	2,918	4,465	2,941	4,486	2,964	4,507
60	4,444	6,115	4,465	6,137	4,486	6,159	4,507	6,181
65	6,115千円以上		6,137千円以上		6,159千円以上		6,181千円以上	

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金
める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当
当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に
当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合
与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によ
を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている
除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七中「7,690,000」を「7,660,000」に、「1,674,600」を「1,664,400」に改め、同表の備考(二)中「200,000円」を「230,000円」に、「280,000円」を「310,000円」に改め、同表の備考(三)(1)(イ)中「第八十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表の備考(三)(2)(イ)中「第八十四条第一項及び第二項の規定による」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条　居住者の昭和五十二年分の所得税については、新法第百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一　その者の昭和五十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和五十一年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

2　昭和五十一年分の課税総所得金額等が千五百万円以上である居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万五千円(その者の昭和五十一年

分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族がある場合には、当該金額にこれらの者一人につき一万五千円を加算した金額)を控除した金額によるものとする。

3　昭和五十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和五十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4　非居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四条　新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第百八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　新法第百九十条(年末調整)の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　新法第百九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条　施行日前に昭和五十二年分の所得税につき旧法第百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第百六十八条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をする日(同日前にその充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

族等の数							
4人		5人		6人		7人以上	
税総所得金額等							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円 652千円未満	千円	千円 682千円未満	千円	千円 712千円未満	千円	千円 742千円未満	千円
				712	790	742	900
		682	820	790	940	900	1,060
652	850	820	1,000	940	1,150	1,060	1,460
850	1,100	1,000	1,460	1,150	1,660	1,460	2,050
1,100	1,760	1,460	2,250	1,660	2,770	2,050	3,400
1,760	4,380	2,250	5,380	2,770	6,400	3,400	7,570
4,380	7,770	5,380	9,320	6,400	10,960	7,570	12,660
7,770	15,000	9,320	15,000	10,960	15,000	12,660	15,000

基準額の計算の特例）に規定する課税総所得金額等をいう。

象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族をいう。

一号に掲げる金額から15,000円（扶養親族等がある場合には、その扶養親族等1人につき15,000円を加算した金額）

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条」に、「第八十八条の五」を「第八十八条の四」に改める。

第三条第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「支払を受けるべきもの」を「支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるもの」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

第三条の二に次の一項を加える。

3　第一項に規定する利子所得に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

第三条の三の見出し中「源泉徴収税率の軽減等」を「受領者の告知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける利子所得（」を「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得（第三条第一項の規定の適用を受けるもの及び」に、「除く。次項において同じ。）の支払を受ける者」を「除く。）を有する居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「その支払を」を「当該利子所得の支払を」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三条第一項」を「、第三条第一項」に、「第一

附則別表　昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和51年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乗ずべき率	扶養親族 0人		1人		2人		3人	
	昭和51年分の課							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	532千円未満		562千円未満		592千円未満		622千円未満	
70								
75								
80								
85							622	900
90			562	700	592	1,000	900	1,460
95	532	700	700	1,460	1,000	2,250	1,460	3,400
97	700	1,260	1,460	2,670	2,250	4,380	3,400	5,780
99	1,260	15,000	2,670	15,000	4,380	15,000	5,780	15,000

（注）

(一)　この表は、昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円未満である者について適用する表である。

(二)　この表における用語については、次に定めるところによる。

(1)　「昭和51年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十二年分の所得税に係る予定納税

(2)　「扶養親族等」とは、昭和51年分の所得税につき旧法第八十三条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対

(三)　昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第を控除した金額が昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額である。

項に規定する税率を」を「利子所得に係る所得税法第百八十二条又は第二百十三条に規定する百分の二十の税率を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「当該利子所得」を「前項の規定の適用を受ける利子所得（国内に恒久的施設を有する外国法人の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「事業帰属利子所得」という。）」に、「当該所得税が所得税法」を「当該所得税（国内に恒久的施設を有する外国法人に係るものについては、その者が支払を受ける事業帰属利子所得に係るものに限る。）が同法」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人は、その支払を受ける第一項に規定する利子所得でこれらの者の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものにつき第三項の規定により徴収された所得税で前項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額があることとなつた場合には、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に対し、その額に相当する所得税の還付を請求することができる。

第三条の三第六項及び第七項を次のように改める。

6　所得税法第百四十二条第二項の規定は、前項の規定による還付の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「租税特別措置法第三条の三第五項に規定する源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額」と読み替えるものとする。

7　所得税法第百四十二条第三項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二条」とあるのは、「租税特別措置法第三条の三第五項」と読み替えるものとする。

第三条の三第八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「の規定の適用を受ける」を「に規定する」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四条の見出し中「少額国債」を「少額公債」に改め、同条第一項中「国債で政令で定めるもの」を「国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項において「公債」という。）」に、「その国債」を「その公債」に、「他の国債」を「他の公債」に改める。

第七条の二中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

第八条の三の見出し中「源泉徴収税率の軽減等」を「受領者の告知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける配当所得の支払を受ける者」を「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「その支払を」を「当該配当所得の支払を」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第一項」を「、前条第一項」に、「第一項に規定する税率を」を「配当所得に係る所得税法第百八十二条又は第二百十三条に規定する百分の二十の税率を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「当該配当所得」を「前項の規定の適用を受ける配当所得（国内に恒久的施設を有する外国法人の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「事業帰属配当所得」という。）」に、「当該所得税が所得税法」を「当該所得税（国内に恒久的施設を有する外国法人に係るものについては、その者が支払を受ける事業帰属配当所得に係るものに限る。）が同法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三条の三第六項から第八項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第九項」を「第三条の三第八項」に、「第四項」を「第三項」に、「、それぞれ準用する」を「準用する」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5　国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人は、その支払を受ける第一項に規定する配当所得でこれらの者の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものにつき第三項の規定により徴収された所得税で前項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額があることとなつた場合には、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に対し、その額に相当する所得税の還付を請求することができる。

6　所得税法第百四十二条第二項の規定は、前項の規定による還付の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「租税特別措置法第八条の三第五項に規定する源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額」と読み替えるものとする。

7　所得税法第百四十二条第三項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二条」とあるのは、「租税特別措置法第八条の三第五項」と読み替えるものとする。

第八条の四第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

第八条の五に次の一項を加える。

3　第一項に規定する配当所得に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条第二項中「（電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。）」を削る。

第十一条第一項中「第十一号」を「第九号」に改め、同項の表の第一号中「二分の一」を「三分の一」に改め、同表の第四号中「高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス」を「石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第一号に規定する石油等」に改め、同表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十六条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第十三条第一項、第十三条の二第一項第一号、第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第十九条第一項中「百分の九十七・三」を「百分の九十七・六」に改める。

第二十条の見出しを「（中小企業海外市場開拓準備金）」に改め、同条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十二項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改める。

第二十二条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第一項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。

第二十九条第四項中「必要な措置」の下に「若しくは同法第十条第一項に規定する当該措置に準ずる措置」を加え、「当該措置」を「これらの措置」に、「（前三項に規定する経済的利益又は支払を受ける金額に該当するものを除く。）で」を「で政令で定めるもののうち」に改め、「係るもの」の下に「（前三項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

第二十九条の三第一項、第三十条の二第一項及び第四十一条第一項中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十一条の十一第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第一項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十二」を「百分の十六」に、「百分の十」を「百分の十二」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十二」を「百分の十六」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十

二年四月一日」に改め、同条第七項中「(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。)」を「で政令で定めるもの」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十二条の三第二項中「(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。)」を削る。

第四十三条第一項中「第十四号」を「第十二号」に改め、同項の表の第一号中「二分の一」を「三分の一」に改め、同表の第四号中「高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス」を「石油コンビナート等災害防止法第二条第一号に規定する石油等」に改め、同表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十六条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十五条の三第一項第一号、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項の表の第一号、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項中「百分の九十七・三二」を「百分の九十七・六」に、「百分の九十九・一」を「百分の九十九・二」に改める。

第五十四条の見出しを「(中小企業等海外市場開拓準備金)」に改め、同条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「千分の九」を「千分の八・五」に、「千分の十二」を「千分の十一・五」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十二項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に改める。

第五十六条の四第一項中「第十一号」を「第九号」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十二号」を「第十号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、「に相当する面積に当該施業計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「の合計面積(その合計面積に〇・一ヘクタールに満たない端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改め、同項第二号中「当該法人の行う拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「当該法人が森林法第十一条第二項に規定する森林施業に関する長期の方針に基づき拡大造林をすることとなる面積のうち政令で定めるものの二分の一に相当する面積の合計面積に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第五十八条の二第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額(利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。以下この項において同じ。)が二千五百万円以上の場合にあつては当該控除対象留保金額の三分の一に相当する金額とし、同日における繰越利益積立金額が二千五百万円に満たない場合にあつては当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額と当該控除対象留保金額から当該満たない部分の金額を控除した残額の三分の一に相当する金額との合計額とする。」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額(利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。以下この項において同じ。)が二千五百万円に満たない場合　控除対象留保金額を次のイからハまでに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイからハまでに掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額

イ　二千五百万円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額(以下この号において「二分の一控除対象額」という。)に相当する金額　二分の一

ロ　控除対象留保金額から二分の一控除対象額を控除した残額のうち七千五百万円に達するまでの金額　三分の一

ハ　控除対象留保金額から二分の一控除対象額を控除した残額のうち七千五百万円を超える部分の金額　四分の一

二　当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が二千五百万円以上で、かつ、一億円に満たない場合　控除対象留保金額を次のイ及びロに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイ及びロに掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額

イ　一億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額(以下この号において「三分の一控除対象額」という。)に相当する金額に達するまでの金額　三分の一

ロ　控除対象留保金額から三分の一控除対象額を控除した残額　四分の一

三　当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が一億円以上である場合　控除対象留保金額の四分の一に相当する金額

第六十二条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「万分の五」を「十万分の二十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第六十六条第一項第一号及び第六十六条の三第一項第一号中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条の六中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六十七条の三第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第六十七条の四第一項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。

第七十二条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「住宅の用に供する家屋」を「住宅用の家屋」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十三条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「千分の一」を「千分の二」に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「千分の一」を「千分の二」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十四条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十五条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十六条の二中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和五十二年三月三十一

日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「行なう」を「行う」に、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七十八条の三第二項及び第七十八条の四中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八十一条の二の見出し中「免税等」を「税率の軽減」に改め、同条第一項中「登録免許税を免除する」を「これらの登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第八十八条の四第一項中「昭和五十一年四月一日以降」を「昭和五十三年四月一日以降」に、「当該金額に当該各号に掲げる割合を乗じて算出した」を「当該各号に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで　二万円

二　昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日まで　一万円

第八十八条の四第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八十八条の五を削る。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「四月三十日（」を「四月三十日（同日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、翌年度の五月一日とし、」に、「）まで」を「とする。）まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第三条　昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項及び第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2　居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得（新法第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）で政令で定めるものについては、旧法第三条の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同条第六項から第九項までの規定の例による。

3　前項の規定の適用を受ける利子所得に対する新法第三条の三の規定の適用については、同条第三項中「利子所得に係る所得税法第百八十二条又は第二百十三条に規定する百分の二十の税率」とあるのは、「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第　号。以下「昭和五十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三条の三第一項に規定する税率」とする。

4　新法第四条の規定は、施行日以後に購入する同条第一項に規定する公債について適用する。

5　新法第四条第一項に規定する個人が、施行日前に購入した旧法第四条第一項に規定する国債で施行日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が施行日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

（配当所得に関する経過措置）

第四条　昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項及び第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

2　居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（新法第八条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）については、旧法第八条の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同条第六項の規定の例による。

3　前項の規定の適用を受ける配当所得に対する新法第八条の三の規定の適用については、同条第三項中「配当所得に係る所得税法第百八十二条又は第二百十三条に規定する百分の二十の税率」とあるのは、「昭和五十二年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の三第一項に規定する税率」とする。

4　居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得（証券投資信託の収益の分配に係るもの及び新法第八条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）については、旧法第九条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同条の規定の例による。

（個人の税額控除に関する経過措置）

第五条　新法第十条第一項に規定する個人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理サービス業を含むものその他の政令で定めるものが昭和五十二年分又は昭和五十三年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用を支出する場合には、新法第十条第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第五条に規定する政令で定めるものを含む。）」として、同条の規定の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六条　新法第十一条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　個人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第十一条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産（同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る。）をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　施行日前に旧法第十一条第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定

める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4　個人が旧法第十一条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第　号。以下「昭和五十二年改正法」という。）附則第六条第四項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、「のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは「で昭和五十二年改正法附則第六条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5　第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第十二条の二から第十四条まで、第十六条、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条（昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。）」と、新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条（昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。）」と、新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第二項、第十六条第一項、第十六条の二第二項、第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条（昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。）」とする。

6　個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第七条　新法第十九条第一項に規定する個人が昭和五十二年（同年が事業を廃止した日の属する年である場合を除く。）において総収入金額算入猶予額を有する場合における当該総収入金額算入猶予額に係る旧法第十九条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、当該総収入金額算入猶予額の三分の一に相当する金額（当該金額がその年の十二月三十一日における総収入金額算入猶予残額（総収入金額算入猶予額から同日までに第三項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を超える場合には、当該総収入金額算入猶予残額に相当する金額）は、昭和五十二年から昭和五十四年までの各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2　前項に規定する総収入金額算入猶予額とは、旧法第十九条第三項の規定により昭和五十二年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額（第一号において「昭和五十一年分価格変動準備金の金額」という。）が昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額）をいう。

一　昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分価格変動準備金の金額が当該計算した金額に満たない場合には、当該昭和五十一年分価格変動準備金の金額）

二　昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項に規定するたな卸資産につき旧法第十九条第一項に定めるところにより計算した金額

3　第一項の規定の適用を受けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における総収入金額算入猶予残額

二　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における総収入金額算入猶予残額

三　第一項及び前二号の場合以外の場合において総収入金額算入猶予残額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該総収入金額算入猶予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　個人が昭和五十二年一月一日において有する旧法第二十条第一項に規定する海外市場開拓準備金の金額（既に同条第六項又は第七項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額を除く。）は、当該個人が新法第二十条第一項の規定により積み立てた同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額とみなす。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第八条　昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第九条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過措置）

第十条　新法第四十二条の三第一項に規定する法人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定する情報処理サービス業を営むものその他の政令で定めるものが施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用を支出する場合には、新法第四十二条の三第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第十条に規定する政令で定めるものを含む。）」として、同条の規定の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十一条　新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　法人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産（同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の

被害の防止に資するものに限る。)をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4　法人が旧法第四十三条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の日常生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、「のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは「で昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5　第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。)」と、新法第四十五条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。)」と、新法第四十五条の三第一項、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第二項、第五十一条の二第二項、第六十四条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)及び第六十七条の四第六項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。)」とする。

6　法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十二条　新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。)において益金算入猶予額を有する場合における当該益金算入猶予額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して算出した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日における益金算入猶予残額(益金算入猶予額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予残額)に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2　前項に規定する益金算入猶予額とは、旧法第五十三条第三項の規定により改正事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額(第一号において「直前年度末価格変動準備金の金額」という。)が改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額)をいう。

一　改正事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(直前年度末価格変動準備金の金額)には、当該直前年度末価格変動準備金の金額)

二　改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項に規定するたな卸資産及び有価証券につき旧法第五十三条第一項各号に定めるところにより計算した金額の合計額

3　第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その当該することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における益金算入猶予残額

二　解散した場合　その解散の日における益金算入猶予残額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三　第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入猶予残額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該益金算入猶予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　新法第五十三条第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入猶予額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和五十二年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・五に相当する金額との合計額を加算した金額)」とする。

7　新法第五十六条の七第一項に規定する法人の施行日以後一年以内に開始する各事業年度に係る同項第二号の規定の適用については、同号中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(当該金額が当該事業年度について昭和五十二年改正法による改正前の租税特別措置法第五十

六条の七第一項第二号の規定を適用した場合に算出される同号に規定する累積限度額に満たない場合には、当該計算した金額に当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額を加算した金額。」とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十三条　新法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築されるこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存の登記、当該家屋の所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築された当該家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新法第七十九条第一項の規定は、施行日以後に新造される同項に規定する船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された当該船舶の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併により取得する不動産又は漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた当該合併により取得したこれらの権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十四条　物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「各事業年度」の下に「（昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年度に限る。）」を加える。

第十六条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十一条第二項中「各事業年度」の下に「（昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年度に限る。）」を加える。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の十二」を「同条第一項から第三項までの規定に規定する税率」に改める。

（農地法施行法の一部改正）

第十八条　農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、印紙税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月四日）

一、登録免許税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月四日）

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月五日）

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、一兆円所得税減税に関する請願（第一〇七六号）（第一〇七七号）（第一〇七八号）（第一〇八一号）（第一一一三号）（第一一一四号）（第一一一五号）（第一一一六号）（第一一一七号）（第一一一八号）（第一一一九号）（第一一二〇号）（第一一二一号）（第一一二二号）（第一一二三号）（第一一二四号）（第一一二五号）（第一一二六号）（第一一二七号）（第一一二八号）（第一一二九号）（第一一三〇号）（第一一三一号）（第一一三二号）（第一一三三号）（第一一三五号）（第一一三九号）（第一一八三号）（第一一一八四号）（第一一一八五号）（第一一一八六号）（第一一一八七号）（第一一一八八号）（第一一一八九号）（第一一一九〇号）（第一一一九一号）（第一一一九二号）（第一一一九九号）（第一一二〇〇号）（第一一二〇一号）（第一一二〇四号）（第一一二〇五号）（第一一二一四号）（第一一二一五号）（第一一二一六号）（第一一二一七号）（第一一二一八号）（第一一二一九号）（第一一二二〇号）（第一一二二一号）（第一一二二二号）（第一一二二三号）（第一一二八〇号）（第一一二八一号）（第一一二九〇号）（第一一二九一号）（第一一二九二号）（第一一二九三号）（第一一二九四号）（第一一二九五号）（第一一二九六号）（第一一二九七号）（第一一二九八号）（第一一二九九号）（第一一三〇〇号）（第一一三五六号）（第一一三五七号）（第一一三五八号）（第一一三五九号）（第一一三六〇号）（第一一三六一号）（第一一三六二号）（第一一三六三号）（第一一三六四号）（第一一三六五号）（第一一三六六号）（第一一三六七号）（第一一三六八号）（第一一三六九号）（第一一三七〇号）（第一一三七一号）（第一一三七二号）（第一一三七三号）（第一一三七四号）（第一一三七五号）（第一一四〇一号）（第一一四〇二号）（第一一四〇三号）（第一一四〇四号）（第一一四〇五号）（第一一四〇六号）（第一一四〇七号）（第一一四〇八号）（第一一四〇九号）（第一一四一〇号）（第一一四一一号）（第一一四一二号）（第一一四一三号）（第一一四一四号）（第一一四一五号）（第一一四一六号）（第一一四一七号）（第一一四一八号）（第一一四一九号）（第一一四二〇号）（第一一四二一号）（第一一四二二号）（第一一四二三号）（第一一四二四号）（第一一四二五号）（第一一四二六号）（第一一四二七号）（第一一四二八号）（第一一四二九号）（第一一四三〇号）（第一一四三一号）（第一一四三二号）（第一一四三三号）（第一一四三四号）（第一一四三五号）（第一一四三六号）（第一一四三七号）（第一一四三八号）（第一一四三九号）（第一一四四〇号）（第一一四四一号）（第一一四四二号）（第一一四四三号）（第一一四四四号）（第一一四四五号）（第一一四四六号）（第一一四四七号）（第一一四四八号）（第一一四四九号）（第一一四五〇号）（第一一四五一号）（第一一四五二号）（第一一四五三号）（第一一四五四号）（第一一四五五号）（第一一四五六号）（第一一四五七号）（第一一四五八号）（第一一四五九号）（第一一四六〇号）（第一一四六一号）（第一一四六二号）（第一一四六三号）（第一一四六四号）（第一一四六五号）（第一一四六六号）（第一一四六七号）（第一一四六八号）（第一一四六九号）（第一一四七〇号）（第一一四七一号）（第一一四七二号）（第一一四七三号）（第一一四七四号）（第一一四七五号）（第一一四七六号）（第一一四七七号）（第一一四七八号）（第一一四七九号）（第一一四八〇号）（第一一四八一号）（第一一四八二号）（第一一四八三号）（第一一四八四号）（第一一四八五号）（第一一四八六号）（第一一四八七号）（第一一四八八号）（第一一四八九号）（第一一四九〇号）（第一一四九一号）（第一一四九二号）（第一一四九三号）（第一一四九四号）（第一一四九五号）（第一一四九六号）（第一一四九七号）（第一一四九八号）（第一一四九九号）（第一一五〇〇号）（第一一五〇一号）（第一一五〇二号）（第一一五〇三号）（第一一五〇四号）（第一一五〇五号）（第一一五〇六号）（第一一五〇七号）（第一一五〇八号）（第一一五〇九号）（第一一一一〇号）（第一一一一一号）（第一一一一二号）（第一一一一三号）（第一一一一四号）（第一一一一五号）（第一一一一六号）（第一一一一七号）（第一一一一八号）（第一一一一九号）（第一一一二〇号）（第一一一二一号）（第一一一二二号）（第一一一二三号）（第一一一二四号）（第一一一二五号）（第一一一二六号）（第一一一二七号）（第一一一二八号）（第一一一二九号）（第一一一三〇号）（第一一一三一号）（第一一一三二号）（第一一一三三号）（第一一一三四号）（第一一一三五号）（第一一一三六号）（第一一一三七号）（第一一一三八号）（第一一一三九号）（第一一一四〇号）（第一一一四一号）

一、ジョンソン飛行場返還跡地処分に係る新処理基準案の撤回と地元優先利用実現に関する請願（第一五三一号）

第一〇七六号　昭和五十二年三月四日受理

一兆円所得税減税に関する請願

請願者　高知県高岡郡日高村下分九九五　浜田保善外四千九百九十九名

紹介議員　二宮　文造君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇七七号　昭和五十二年三月四日受理

一兆円所得税減税に関する請願

請願者　高知県南国市稲生九二七ノ二　山本敬一外四千九百九十九名

紹介議員　太田　淳夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇七八号　昭和五十二年三月四日受理

一兆円所得税減税に関する請願

請願者　島根県出雲市大津町三一五　渡辺光美外四千四百名

紹介議員　相沢　武彦君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇八一号　昭和五十二年三月四日受理

一兆円所得税減税に関する請願（二通）

請願者　横浜市戸塚区戸塚町五九三　服部正義外二十名
紹介議員　片岡　勝治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二三号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉市長沼原町四五〇ノ一一　杉本俊昭外九名
紹介議員　小山　一平君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二四号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉市高洲三ノ三ノ九ノ一〇四　高橋仁外九名
紹介議員　佐々木静子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二五号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉市稲毛三ノ一五　永井清之外九名
紹介議員　沢田　政治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二六号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県成田市松崎五二四　湯浅貴雄外九名
紹介議員　志苫　裕君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二七号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県成田市並木町沢山二五ノ六三　大宮大治郎外九名
紹介議員　杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二八号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県佐倉市井野一、〇〇五ノ三　高橋一郎外九名
紹介議員　鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一二九号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市上高野一、二九一ノ一二四　川辺ハツミ外九名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一三〇号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都豊島区池袋本町四ノ三六ノ二　藤沢友子外九名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一三一号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都世田谷区桜二ノ一一ノ三〇　斉藤由美子外九名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一三二号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都東久留米市本町二ノ五ノ六　圷裕美子外九名
紹介議員　竹田　現照君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一三五号　昭和五十二年三月四日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　岐阜県吉城郡神岡町昭和町　岡田徹外五千二百五十名
紹介議員　藤原　房雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一三九号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　島根県隠岐郡都万村大字那久八三　三村尾秀信外四千九百八十名
紹介議員　桑名　義治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八三号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都文京区関口一ノ一ノ三　内田かつい外九名
紹介議員　竹田　四郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八四号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県佐倉市上志津原幸野一四三ノ九　稲葉広一外九名
紹介議員　対馬　孝且君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八五号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都台東区龍泉三ノ一〇ノ九　田村富司外九名
紹介議員　辻　一彦君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八六号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区東小岩三ノ一ノ一九　原充秀外九名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八七号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市村上二、二八六ノ二　滝沢清志外九名
紹介議員　寺田　熊雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八八号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区船堀二ノ三　天宮徳一外九名
紹介議員　田　英夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一八九号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　東京都江戸川区東小松川二ノ四、三六七　石井明男外九名
紹介議員　戸叶　武君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一九〇号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県八千代市保品九八九　金子行雄外九名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一九一号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請願者　千葉県市川市鬼高三ノ二五ノ二　辻村正志外九名
紹介議員　中村　英男君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一九二号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　東京都練馬区谷原三ノ二七ノ二七
水野量子外九名
紹介議員　野口　忠夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一九九号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願(二通)
請　願　者　大阪市北区玉江町一ノ一、〇二六
全電通労組大阪中央支部内　柴
田義雄外六千二百五十六名
紹介議員　田代富士男君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二〇〇号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　鹿児島市平之町九ノ二六鹿児島労
働組合総評議会内　今村成幸外九
千五百名
紹介議員　阿部　憲一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二〇一号　昭和五十二年三月五日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　兵庫県西宮市甲子園九番町一〇ノ
二ノ二〇五　小山弘司外一万名
紹介議員　藤原　房雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二〇四号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　京都府相楽郡南山城村南大河原
高本喜代一外四千六百八十八名
紹介議員　太田　淳夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二〇五号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　大阪府枚方市香里丘五ノC二ノ四
荻野勇外二千五百十八名
紹介議員　鈴木　一弘君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一四号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市勝田台三ノ一〇ノ
三　長野智則外九名
紹介議員　野田　哲君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一五号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市村上三、二二一
金崎ふみ子外九名
紹介議員　野々山一三君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一六号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県船橋市三咲町三八六ノ四三
泉征子外九名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一七号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉市幕張町一ノ七、六九三ノ二
九　田岡浩二外九名
紹介議員　秦　　豊君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一八号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県成田市成田三二四　藤田美
子外九名
紹介議員　浜本　万三君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二一九号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　東京都江戸川区東小松川一ノ六、
二〇五　太田幸男外九名
紹介議員　福間　知之君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二二〇号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市村上二、一〇九ノ
四　前田ヒサ外九名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二二一号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　東京都江戸川区小松川一ノ一〇四
三重野香代子外九名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二二二号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　茨城県土浦市大字中四四五　大久
保矩道外九名
紹介議員　松永　忠二君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二二三号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉市小食土町一、一七九ノ四一
長沢隆外九名
紹介議員　松本　英一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二八〇号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願(二通)
請　願　者　長崎県諫早市久山町二、八六一ノ
一　山本実外一万名
紹介議員　原田　立君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二八一号　昭和五十二年三月七日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　大阪市西区九条南一ノ一一ノ四四
大阪交通労働組合内　東尾史郎外
五千二十名
紹介議員　三木　忠雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九〇号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉市長作町一五〇ノ三二　高原
克己外九名
紹介議員　宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九一号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　埼玉県与野市鈴ケ谷三六　寺島実
外九名
紹介議員　村田　秀三君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九二号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市村上三〇五　小松
三夫外九名
紹介議員　目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九三号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市大和田七七二　大

塚広寿外九名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九四号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　東京都大田区大森西ノ一六ノ二二
三重野洋男外九名
紹介議員　森下　昭司君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九五号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉市幕張町二ノ二、四八五　永
井洸明外九名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九六号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉市幕張町二ノ二、四二四　川
辺伸一郎外九名
紹介議員　矢田部　理君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九七号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県佐倉市上志津原一四三ノ九
松本真澄外九名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九八号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県佐倉市井野町五九　新野ふ
み外九名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一二九九号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県八千代市村上三、二二九
田中正枝外九名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三〇〇号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　千葉県佐倉市上志津一、四七〇ノ
一八　谷本勝好外九名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三五六号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　島根県浜田市上日脚六町内　平野
二三子外五千名
紹介議員　岩間　正男君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三五七号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　大分県南海部郡弥生町提内　五十
川全吉外五千名
紹介議員　上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三五八号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　愛媛県川之江市妻鳥町二、九六〇
石川浩一郎外九千九百九十九名
紹介議員　小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三五九号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　岡山市春日町五ノ五岡山県中央労
働会館内国民春闘岡山県共闘会議
内　松本安正外五千名
紹介議員　加藤　進君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六〇号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　鹿児島県曽於郡大隅町岩川四、九
八〇　谷村藤憲外五千名
紹介議員　春日　正一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六一号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　岡山県小田郡美星町宇戸谷　樋口
稔外五千名
紹介議員　神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六二号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　富山市四方三二八ノ八　松田芳和
外五千名
紹介議員　河田　賢治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六三号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　大阪市城東区関目二ノ五ノ六　松
森勢津子外五千名
紹介議員　沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六四号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　鹿児島県加世田市白亀一、六〇
五　下園マス子外五千名
紹介議員　小巻　敏雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六五号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　大分県臼杵市末広　斎藤秋生外五
千名
紹介議員　近藤　忠孝君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六六号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　愛媛県松山市末広町　菅野真一外
四千三百二名
紹介議員　須藤　五郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六七号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　滋賀県大津市際川二ノ二五ノ八
安江由紀子外五千名
紹介議員　立木　洋君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六八号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　富山市桜町二ノ二ノ二九福祉会館
内県労協内富山県金属労働組合協
議会内　百沢武外五千名
紹介議員　塚田　大願君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三六九号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　島根県浜田市瀬戸見町六八ノ三
佐々木秀夫外五千名

紹介議員　内藤　功君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七〇号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　山口県萩市松本上市　三谷和夫外五千名
紹介議員　野坂　参三君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七一号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　兵庫県川西市小花二ノ一七ノ五　伊藤峯夫外五千名
紹介議員　橋本　敦君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七二号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願(二通)
請　願　者　鹿児島市田上町三、四七二　田中武二外七千八十一名
紹介議員　星野　力君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七三号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　京都市上京区下立売通新町西入京都府職員労働組合内　近藤三郎外千五百七十六名
紹介議員　安武　洋子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七四号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　富山県上新川郡大山町花崎二六ノ二　岡本定信外五千名
紹介議員　山中　郁子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一三七五号　昭和五十二年三月八日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　岡山県玉野市沼一四〇ノ一　池本健次外五千名
紹介議員　渡辺　武君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇一号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡日高町萩原九九七　田中敬二外九名
紹介議員　阿具根　登君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇二号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡美浜町吉原一、〇〇三　井原三代
紹介議員　青木　薪次君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇三号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県有田市宮原町滝川原四八　藤並昭一外九名
紹介議員　赤桐　操君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇四号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県田辺市神子浜二九五　松下起誉士外九名
紹介議員　茜ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇五号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡川辺町若野二九一　森沢子外九名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇六号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡美浜町吉原九五八ノ五三　芝本全雄外九名
紹介議員　案納　勝君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇七号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡川辺町若野二九一　森佐一郎外九名
紹介議員　上田　哲君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇八号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県御坊市湯川町財部四三一　小路岩雄外九名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四〇九号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡美浜町吉原八七七　川砂峯久外九名
紹介議員　大塚　喬君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四一〇号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県日高郡美山村川原河一五九　額田タエ子外四名
紹介議員　加瀬　完君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四五二号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　静岡県富士宮市下条　小林勝外四百九十九名
紹介議員　峯山　昭範君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四六〇号　昭和五十二年三月九日受理
一兆円所得税減税に関する請願(二通)
請　願　者　鹿児島市下荒田一ノ四三ノ二四ノ二三　渋谷均外一万三千五百一名
紹介議員　山田　徹一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七五号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県有田市宮原町滝川原　桑原正紀外九名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七六号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田三ノ七ノ四　山崎信子外九名
紹介議員　片岡　勝治君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七七号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田四ノ六ノ一〇　岡田明子外九名
紹介議員　片山　甚市君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七八号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田四ノ八ノ三二　阪本二三子外九名
紹介議員　川村　清一君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七九号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田四ノ八ノ二七　井上正一外九名
紹介議員　神沢　浄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四八〇号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市東家四ノ六ノ二　東竹子外九名
紹介議員　久保　亘君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四八一号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田三ノ三ノ三　和田清春外九名
紹介議員　工藤　良平君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四八二号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市東家五ノ三ノ七　三嶋泰一外九名
紹介議員　栗原　俊夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四八三号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市東家二ノ六ノ九　粉谷忠男外九名
紹介議員　小谷　守君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四八四号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　和歌山県橋本市古佐田三ノ二ノ六　上田一房外九名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一五二八号　昭和五十二年三月十日受理
一兆円所得税減税に関する請願
請　願　者　高知市中久万二〇三　谷口義男外五千二十八名
紹介議員　中尾　辰義君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一〇三号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　奈良市柏木町一六九　峯当勝弘外九名
紹介議員　竹田　四郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇四号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　奈良県大和郡山市高田町五一五　奥村正一外九名
紹介議員　対馬　孝且君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇五号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府摂津市鶴野一一一　小原年美外九名
紹介議員　辻　一彦君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇六号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府吹田市大字東四三六　小原秀樹外九名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇七号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府摂津市鳥飼七〇〇　天井史郎外九名
紹介議員　寺田　熊雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇八号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府長岡京市神足西ノ口一五　猪田正外九名
紹介議員　田　英夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一〇九号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市上京区寺之内通大宮東入妙蓮寺前町三五四　安達陽彦外九名
紹介議員　戸叶　武君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一一〇号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市上京区仁和寺街道土屋町東入　岩腰喜代外九名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一一一号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市右京区太秦井戸ケ尻町一八ノ一五　宮下俊雄外九名
紹介議員　中村　英男君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一一二号　昭和五十二年三月四日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市右京区川島権田町四ノ一三　小林義明外九名
紹介議員　野口　忠夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六三号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市左京区吉田中大路町三四　菱野良信外九名
紹介議員　野田　哲君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六四号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市下京区梅小路石橋町二〇　石田節子外九名
紹介議員　野々山一三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六五号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　新潟県上越市本町二ノ五ノ一三　星野清次郎外九名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六六号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市下京区若宮通五条下ル　早川和雄外九名
紹介議員　秦　豊君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六七号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市南区東九条西岩本町一六
花岡孝子外九名
紹介議員　浜本　万三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六八号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府相楽郡山城町平尾二一ノ二
富岡貫三外九名
紹介議員　福間　知之君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一六九号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市東山区山科西野今屋敷町四
六　室勝隆外九名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一七〇号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市中京区壬生高樋町三五　佐
伯一郎外九名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一七一号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府東大阪市大字岩田五一六
北中常三郎外九名
紹介議員　松永　忠二君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一一七二号　昭和五十二年三月五日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府長岡京市今里更ノ町三ノ二
二　大西良子外九名
紹介議員　松本　英一君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五四号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市伏見区深草笹山町三　青木
行雄外九名
紹介議員　宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五五号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　鳥取県東伯郡関金町大鳥居五　若
林数治外九名
紹介議員　村田　秀三君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五六号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市右京区嵯峨北堀町六　八木
美千代外九名
紹介議員　目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五七号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府城陽市字富野小字乾垣内三
一ノ七　伊藤信弘外九名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五八号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市中京区西ノ京笠殿町一五二
谷口米治郎外九名
紹介議員　森下　昭司君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二五九号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市南区東九条北烏丸町八　久
保田泰三外九名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二六〇号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市東山区山科御陵原西町一二
黒沢啓二外九名
紹介議員　矢田部　理君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二六一号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府宇治市木幡東中四六ノ三
阿部加代子外九名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二六二号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都府向日市寺戸町大牧一ノ一五
三　嶋田たみよ外九名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二六三号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市北区鷹ケ峰北木ノ畑町五四
酒井勇外九名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一二六四号　昭和五十二年三月七日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　京都市伏見区石田大受町五〇　阿
部邦生外六名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三二号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府堺市高松一二二堺高松住宅
三ノ三〇三　阪口幸子外九名
紹介議員　阿具根　登君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三三号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪市住吉区上住吉町九一　寺井
信弘外九名
紹介議員　青木　薪次君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三四号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪府堺市上野芝町八ノ二七七
中矢永司外九名
紹介議員　赤桐　操君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三五号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　岡山市雄町四五五ノ五　柴田利彦
外九名
紹介議員　茜ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三六号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請　願　者　大阪市東淀川区小松南通六ノ一
九　佐々美汎外九名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三七号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府池田市姫室町九ノ一五　福岡勝外九名
紹介議員　案納　勝君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三八号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪市東住吉区矢田枯木町一二七　大場博文外九名
紹介議員　上田　哲君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三三九号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　兵庫県尼崎市上の島北ケ市三九九ノ一　平井敏春外九名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三四〇号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府吹田市青山台二ノ六ノB一五ノ二〇四　江藤忠男外九名
紹介議員　大塚　喬君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一三四一号　昭和五十二年三月八日受理
所得税減税の実施等に関する請願
請願者　大阪府堺市津久野町向ケ丘第一団地二二ノ一〇二　市村東吾外九名
紹介議員　加瀬　完君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一五三一号　昭和五十二年三月十日受理
ジョンソン飛行場返還跡地処分に係る新処理基準案の撤回と地元優先利用実現に関する請願
請願者　埼玉県入間市黒須二ノ一四ノ一〇　五味川義治外三十名
紹介議員　田渕　哲也君
ジョンソン飛行場返還跡地の処分に関し、大蔵省が進めようとしている三分割・有償方式の新処理基準を速やかに撤回し、地元の意向を尊重した跡地利用の実現を配慮されたい。

理由

一、終戦以来、ジョンソン飛行場の早期返還とその跡地の地元利用について、政府関係機関に陳情し続けてきたが、昭和四十八年六月に至り、ようやくその一部を残し返還された。

二、最近大蔵省当局は、いわゆる三分割・有償方式の処理方針を定め、これを地元に押しつけようとしている。これは、従来の国有地処分の基準を更に厳しくするものであり、地元自治体並びに住民の意向を全く無視している。

三、入間市においては、都市づくりの基盤となる入間市駅に隣接して基地が所在することから都市計画に重大な支障をきたし、加えて航空自衛隊入間基地による航空機騒音等の基地公害が市民生活に大きな障害として残る。

四、入間市では、基地の早期返還と跡地の地元優先利用の実現に努めてきたが、これらの運動も水ほうに帰し、市民の期待を裏切り、政治不信を招き、ひいては基地撤去運動にまで発展しかねない。

五、新処理方式による有償化は、人口急増による財政負担に悩む自治体として到底対応できない。

昭和五十二年四月六日印刷
昭和五十二年四月七日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
B